

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録(4)			
日 時	平成16年10月6日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時17分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小林委員長、佐々木(勝)副委員長、山田・上野・森井・菊地・吹田・小前・新谷・松本・高橋・秋山 各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・市民・福祉・環境・建設各部長、建設部参事、小樽病院事務局長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、新谷委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大橋委員が上野委員に、大畠委員が森井委員に、佐々木茂委員が吹田委員に、井川委員が山田委員に、古沢委員が新谷委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、佐藤委員が秋山委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。

それでは、質疑に入ります。公明党。

高橋委員

廃乾電池廃蛍光灯処分事業について

初めに、環境部にお尋ねをいたします。

決算説明書143ページ、廃乾電池廃蛍光灯処分事業費88万7,485円、この内訳をお聞きます。

(環境)廃棄物対策課長

決算説明書における88万7,485円、廃乾電池廃蛍光灯処分事業の関係についてでございますが、費用の内訳といたしましては、蛍光管と電池の処理料、処理・処分費用といたしまして87万145円。その中には収集運搬の費用も含まれております。そのほかに負担金といたしまして1万7,340円、合計で88万7,485円が同事業の内訳となっております。

高橋委員

収集運搬にかかわる費用というのは具体的に出来ますか。

(環境)廃棄物対策課長

収集運搬費用につきましては、平ボディの10トン車2台分といたしまして、20万5,590円となっております。

高橋委員

それで、平成13年度、14年度、15年度、これは乾電池ですね。それから、平成14年度、15年度の蛍光管の処理量、これを教えてください。

(環境)廃棄物対策課長

蛍光管の処理量についてでございますが、平成14年度から始めた事業でございますが、処理については平成15年度から始まったところでございます。処理量につきましては、4,960キログラムを平成15年度に処理いたしました。

高橋委員

乾電池では平成13年度、14年度、15年度の回収量、それから蛍光管も同じく平成14年度、15年度の回収量、これをお願いします。

(環境)廃棄物対策課長

乾電池と蛍光管の回収量についてであります。乾電池につきましては、平成13年度1,170キログラム、平成14年度3,557キログラム、平成15年度7,814キログラムとなっております。蛍光管につきましては、平成14年度4,677キログラム、平成15年度6,188キログラムとなっております。

高橋委員

それで、乾電池の方なのですが、平成15年度は14年度と比較しますと約2倍ということで、相当量が多くなっておりまして。それから、蛍光管の方も増加しているわけですが、この内容といいますか、状況を説明してください。

(環境) 廃棄対策課長

乾電池・蛍光管の増加の内容につきましては、市民のごみに対する意識が高まったのではないかとこのように考えております。蛍光管につきましては、14年度にスタートいたしまして、2年目ということで相当量増えたということになっておりますし、廃乾電池につきましては、過去から見ますとかなりでこぼこと増減がありますけれども、最近ではかなり市民の意識が高まったことによって、急激に増加したのではないかとこのように考えております。

高橋委員

これは清掃事業概要で見ますと、スタートしてから7,000キログラムを超えているのは初めてです。ですから、すごい数字だなと思ったものですから確認したのですが、特にPRだとか、特別なことをやっただとか、そういうことはありますか。

(環境) 廃棄物対策課長

特に改まったPRということはしてございませんけれども、市民に対する広報の中には電池についてもお知らせしておりますし、あと特に考えられることといたしますと、収集担当の方もかなり努力いたしまして、電池というものは袋に入れて出していただくのですが、そういうものをできるだけ収集しようということで、冬のかかり雪の深い中を探ってくるなど、かなりの努力の結果も表れているのではないかと思います。

高橋委員

それで、処分量というのが毎年ではなくて、隔年だとか間があいていますよね。これはなぜなのかなと思うのですが、この処分量と残量の関係性を教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

処分量と残量の関係についてでございます。例年、予算規模の関係もございまして、回収する量、処分量、それからストックヤードの面積といいますか、ヤードの状況を見ながら毎年処分を行っております、隔年のときもございまして。蛍光管につきましては、14年度スタートということで、初年度どのぐらいの量が集まるかということとはなかなか把握が難しいということで、14年度は処分をしないで、その様子を見ながら15年度に処理したところでございます。電池につきましては、この清掃事業概要を見ますと、隔年で処理しておりますけれども、ストックヤードの状況を見ながら、あと予算の確保も含めて処理していくという考えでおります。

高橋委員

例えば電池ですと、8,135キログラム残量として残っているわけですが、ある程度基準があるのかなと思ったのですが、例えばトラック2台分でやったら終わりだよだとか、ただ単にたくさん残っているなという印象があったので、その辺はいかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

トラックの関係についてでございますが、平成15年度におきましてはトラック2台を予定してございまして、蛍光管のリサイクル処理関係につきましては、量が思ったよりも入らなかったと。蛍光管というのは段ボールの中に入れて、平ボディの中に収集していくのですが、かなり容積が大きくて、その分電池の処分量の方に影響したということも、このような状況になっております。

高橋委員

それで、この電池、それから蛍光管については、どこの処理場へ持っていかれるのでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

蛍光管・電池を処理する事業者につきましては、留辺蘂町にございます野村興産というところで処理しております。

高橋委員

それで、処理するときには、これ電池と蛍光管と一緒に車で収集するということですか。

(環境) 廃棄物対策課長

処理の関係についてでございますが、収集は一緒に参りますけれども、行った先、野村興産におきましては、電池は電池、蛍光管は蛍光管ということで、別なりサイクル処理の流れで行っております。

高橋委員

輸送の手段を聞きたいのですけれども、小樽の各集積所から許可業者の車がずっと回って集めますよね。小樽の集積場所、これは桃内ですか。

(環境) 廃棄物対策課長

収集した後の集積場所につきましては、旧伍助沢の処分場に保管してございます。

高橋委員

その伍助沢から留辺蘂までは、どういう手段で行くのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

伍助沢から留辺蘂町の野村興産までの輸送の手段につきましては、平ボディの10トン車、15年度におきましては2台で輸送してございます。

高橋委員

それは許可業種というか、許可の内容というのはどういう内容なのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

許可の内容につきましては、全国の自治体が加盟いたします全国都市清掃会議というところがございます。全国都市清掃会議が厚生省適正処理委員会報告を踏まえて、広域処理、広域回収ということの設定をいたしまして、その中において収集運搬も行っております。

高橋委員

小樽から留辺蘂までの運搬費、これは幾らになりますか。

(環境) 廃棄物対策課長

小樽から留辺蘂までの運搬費につきましては、平成15年度の数字でございますが、10トン車2台で20万5,590円となっております。

高橋委員

それで、以前にもちょっと聞いたのですけれども、蛍光管については小樽市内で処理する施設ができたというふうに承知をしておりますけれども、これはなぜ留辺蘂にこだわっているのかなというふうに思うのですが、その点いかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

全国都市清掃会議を通じて、現在は処理してございます。この全国都市清掃会議で作成しました廃乾電池等の広域回収処理要領というものがございまして、廃乾電池、蛍光管を安全で安定的に、そして効率的に処理を行うということの、この処理ルートの流れに、小樽市が現在乗っているというところでございます。

高橋委員

市民の方からもお話があったのですが、小樽市内でそういう形でできて、なぜわざわざ遠くへ持っていかなければならないのか。コスト的にも、それから処理の手間を考えると、小樽でできるものは小樽でした方がいいのでは

ないかという、そういうご意見がありますけれども、その点いかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

小樽でできる業者があるのではないかというご質問ですけれども、確にかつて2社ございましたけれども、今そのうち1社は、蛍光管の破砕機については小樽市外の方に移動したということで、現在1社でございます。その1社につきましては蛍光管を破砕する機械をお持ちですが、一番肝心なところの水銀の除去といたしますか、水銀を完全に安全に回収するというシステムの機械になってございませんので、安全性、有害物質のことを考えますと、広域処理ということで、全国都市清掃会議のルートであります野村興産で処理していただくことが一番望ましいのではないかというふうに考えてございます。

高橋委員

環境部としてはそこを確認しましたか。実際に小樽の工場へ行って確認をしましたか。

(環境) 廃棄物対策課長

工場での確認についてでございますが、環境部としては平成14年度スタート前に、イトムカ鉱業所の方に行ってみ学をしてまいりました。実際に水銀の関係の大型のプラントなどもございまして、きちんと処理されているように見受けられました。

高橋委員

そうではなくて、小樽の工場。

(環境) 廃棄物対策課長

済みません。小樽の工場の関係につきましては、1社ございますけれども、機械については一応見てございます。

高橋委員

安全性だとか、ほかの部分で問題があったということですか。

(環境) 廃棄物対策課長

安全性についてでございますが、小樽市内に1か所あります工場の蛍光管の処理方法なのですが、水銀という一番難しい、人体に有害な、そして河川などを汚す有害な物質の除去については確実にされていない状況でございますので、その辺が問題あるかなと考えております。

高橋委員

それはいつ確認をしましたか。

(環境) 廃棄物対策課長

確認の時期ですが、記憶には残ってございません。たいへん申しわけございません。その施設にはもう何回も足を運んで、いろいろな機械を見ておりますので、ちょっと確実な日にちは、ここでは頭の中に入れてございません。

高橋委員

では、私も確認してみますので、また次の機会にこれは聞き直したいと思います。

水道会計について

次、水道局に伺います。

各企業会計決算審査意見書の19ページですけれども、これは上水道の方ですね。決算で黒字ということで、毎年黒字を計上してきているということで、すばらしいことだと思うのですが、この資本的収支の中身を見ますと、差引きマイナス15億5,000万円ということになっておりますけれども、この上の説明では補てんされているということになっております。この中身が非常に難しいので、素人にわかりやすく教えていただきたいと思っております。

(水道) 総務課長

ただいまの資本的収支の不足額15億5,000万円ほどございますけれども、これにつきましては、補てん財源として3本掲げてございます。まず一つ目は、消費税部分に係る資本的収支の調整額5,182万円ということでございますけ

れども、まずこれにつきましては、消費税につきましては5月に精算納付と、こういう形になってございます。そういった中では、企業会計におきまして経常的な経費からなりますけれども、収益的収支とそれから投資部門でございまして資本的収支、こういう二つの大きな支出部門に分かれてございまして、消費税に係る部分につきましては、この収益と資本の部分とあわせて3条、収益収支の勘定の中で精算されてございます。

しかし、消費税そのものにつきましては、4条予算の中にそれぞれ仮払い、あるいは仮受消費税というのが含まれてございますので、いったん3条の中において収益的支出の方でいったん4条も含めて精算されている関係上、4条に係る部分の財源不足につきましては、まずこの3条予算、要するに収益的支出の部分で充当すると、こういう形でまず補てんされている部分があります。

それに続きまして、過年度の損益勘定留保資金と呼びます。まず、留保資金そのものにつきましては、収益的支出の方で現金を伴わない費用といたしまして減価償却費、それと配水管など除却で撤去するとか、あるいは埋設する場合に残存価格が残ってございますので、その資産の部分の資産減耗費というのですけれども、そういう現金の伴わない損が出てきております。また、退職金につきましては4条予算で支出をしますのでけれども、これにつきましては、5年で繰り延べて償却するという会計処理になってございまして、これの繰延償却というのも損益勘定費用に入っております。

こういう現金の伴わない部分がまず留保資金ということで押さえてございまして、それに係りまして過年度、要するにこれは15年度の決算ですので、14年度に補てんしても、なおかつ残った部分は繰り越されて、15年度に充当されまして、この金額が12億4,400万円ほど。それと、当年度分損益勘定として2億5,500万円ほどになってございましてけれども、これにつきましては当年度に9億5,300万円ほど発生してございましてけれども、そのうち2億5,500万円ほど充当したということで、また、この残りにつきましては来年度の損益勘定に当たると、こういうような形になってございます。

高橋委員

難しいのですが、これは水道事業決算書です。この3ページに財務諸表というのがあるのですが、ここでいうとどの項目になりますか。

(水道)総務課長

このページでいきましたら、まず財務諸表の2番の営業費用(9)番、減価償却費8億2,878万9,000円ほどとなっております。その下に、10番目に資産減耗費3億円。このうち一部現金を伴う部分がございます。それと、大きく4番目の営業外費用(3)番、繰延勘定償却の部分。それと、先ほど言いませんでしたけれども、6番目に特別損失がございまして、固定資産売却の損が出てございます。この部分を埋めたような形で補てんしてございます。この部分を足したものでございます。

高橋委員

わかりました。また、詳しくお聞きしたいと思います。

それで、収入の方が企業債約11億円弱です、予算でいきますと。そうすると、収入の約93パーセントは企業債です。支出の方は建設改良費、これが支出の約43パーセントということになっております。企業債の償還金、これが9億3,000万円。11億円借りて9億円返すという、こういう借りたり貸したりという形なのだと思うのですが、水道事業についてはインフラ整備はほとんど終わっているかと思えます。この建設改良費というのは維持管理費、それから更新、そういう内容かなというふうに思っていますけれども、この建設改良費をどういうふうに考えていくかによって、この収支バランスというのがかなり影響が出てくるかと思えますけれども、この点いかがでしょうか。

(水道)総務課長

資本的支出は当然投資予算ということでございまして、収入に係る部分は基本的には企業債、借金で賄っていると、こういうことになるかと思えます。そういった中では建設改良に係る部分といたしましては、メーターの設

備あるいは配水管整備ということで老朽管の布設替え、また、改良工事というのは浄水施設とか配水池、こういった水を供給する部分、消火栓等々の中では、そういった部分では計画的な部分として投資がされていると、こういう状況になっています。

高橋委員

この配水管整備工事・改良工事の方ですけれども、この決算書の10ページの方を見ますと、配水管の布設工事がずっと載っております。例えばこの径300ミリだけを考えたとして、全体の径300ミリの総延長のどのぐらいの割合が去年は施工されたというふうになりますか。

(水道) 給水課長

ただいまのご質問の径300ミリの延長でございますけれども、15年全体で7,937メートル、配水管整備事業としては実施しております。

高橋委員

そして、径300ミリについては、小樽市全体の延長数は幾らですか。

(水道) 給水課長

配水管の延長につきましては529キロメートルございまして、その中の径300ミリにつきましては7,741メートル、現在あります。

高橋委員

すると、ほぼ同数更新したということになりますか。

(水道) 給水課長

今私が答弁いたしました径300ミリにつきましては、市内に布設されています配水管529キロメートルのうちの延長でございます、15年の実施延長とは答えが合っておりません、失礼いたしました。

高橋委員

後で資料としていただきたいのですが、管種別の小樽市内の延長数、それぞれの数を後で表でまとめていただきたいと思っております。何を聞きたいかということ、要するに更新していく、布設替えしていくときの基準があるかと思っておりますけれども、これはどういう基準になっておりますか。

(水道) 給水課長

配水管整備事業で行っている一つの中に老朽管の布設替え工事がございますけれども、これにつきましては、管路の破損事故による使用者や第三者に与える影響、さまざまな社会的影響とかございます。事業損失の観点から、配水管路につきましては八つの項目で事業評価を行っておりまして、その採点により、影響の大きい順番から優先的に老朽管の更新を行っております。

高橋委員

わかりやすく言うと、だいたいどのぐらいの年数で、スパンで更新しなければならないものですか。めどでいいのですけれども。

(水道) 給水課長

ただいま更新している新しい管につきましては、鋳鉄管を主に使っております。径50ミリ以下につきましてはポリエチレン管を使っておりますが、いずれにしましても耐用年数は40年となっております。

高橋委員

そうすると、水道局としては、ずっと今まで工事してきた全部のデータをまとめて、いついつ更新しなければならないかという、そういう計画、更新布設日というのですか、これでいけば配水管の更新計画みたいなものというのはありますでしょうか。

(水道)給水課長

配水管整備工事の計画でございますが、道路改良に伴う工事、これについても配水管整備事業の中で布設替えをしております。また、老朽管の布設替えにつきましては昭和46年から開始しておりまして、当初264キロメートルございました。平成15年度末で209キロメートル整備いたしましたして、残りは約55キロメートルとなっております。進捗よく率としましては79パーセントでございますので、残り55キロメートルについて、これから布設替えを進めていく計画であります。

高橋委員

先ほども言いましたけれども、この建設改良費の考え方、いつにどれだけやったということによって、その収支バランスがかなり影響されると思います。それで、今後の計画の見直しといいますか、内容の確認といいますか、それは水道局としてはどのように考えられていますか。

水道局次長

水道局側のガイドラインとして位置づけがはっきりしてございまして、一度出すと水を切ることができない事業でございますから、エンドステープのように、事業展開は毎年毎年継続性を持ってやっていかなければならない、そんなことで、ある程度の額を投資していつまでもやっていかないと、市民に対しては安全で安定した水の供給ができないという観点から、やはり同一規模の投資を続けなければいけない、そのように考えてございます。

高橋委員

なかなか難しいかなというふうに思いますけれども、しっかりとお願いしたいと思います。

下水道会計について

もう一点だけ、下水道の方をお願いしたいと思います。

下水道、これの29ページですけれども、同様のことが言えると思います。資本的収支の内容が書かれてありますけれども、下水道についても、ほとんどインフラ整備は終わったのかなというふうに思っています。企業債の償還金がものすごく大きいというふうになってはいますけれども、シミュレーションとしてはそのピークは越えたのでしょうか。

(水道)総務課長

下水道会計につきましては、ご存じのとおり、15年度から借換債の中で利子の軽減を図っていくという形になってございます。それで、年度末の残高ということで申し上げますと、15年度の決算時で申し上げますと、ピークはもう14年度で、あとは残高は下降方向にございます。また、支払につきましても、今言った借換債を導入したおかげで利息の軽減が図れまして、これにつきましても15年度時点でございますけれども、元利合わせまして39億円ほどということが、これがピークになってございます。

ただ、毎年借入れを起こしてございますので、利払い等の利率の関係がございまして、動くかなと思いますけれども、今の状況では今後は下降向きと、こういうふうになります。

高橋委員

下水道としてはこの建設改良費、これについては、恐らくここ四、五年ではそんなに額は上がってこないのかなというふうに思います。ただ、心配なのは、前にも質問しましたけれども、中央下水終末処理場の更新が考えられるのかなというふうに思います。この件についてはどのように考えられていますか。

(水道)下水道事業所長

ただいま中央下水終末処理場の下水道の更新計画でございますけれども、中央下水終末処理場につきましては昭和59年に供用開始しておりまして、20年以上経過している中で、今後更新計画を立てていかなければならないだろうと。もう既にいろいろ故障等を起こしている部分も部分的にはございまして、本格的な更新計画を今後策定しまして、順次更新を進めていきたいと、そのように考えてございます。

高橋委員

これからですか。もう手をつけているのではないのですか。

(水道)下水道所長

一部焼却施設につきましては診断等をやっております。そちらの方についてはある程度、今、計画を策定中です。それから、一部それ以外のものについては、現在各施設の機器診断を実施している中で、ここ一、二年の間にそういう計画を立てていきたいなと、そのように考えてございます。

高橋委員

更新計画の完成めどというのは2年以内ということによろしいですか。

(水道)下水道事業所長

一応2年ぐらいをめどに、今の各施設の機器診断をして計画を策定したいなと、そのように考えてございます。

秋山委員

女性国内研修について

最初に、女性国内研修に関してお尋ねいたします。

この春にもお尋ねしていることで、何回も恐縮なのですが、一般の女性がやはり小樽市内から一步出て先進地に学ぶのは、百聞は一見にしかずという観点からすばらしい事業だと思っているのですが、ただ15年度派遣人数が4名になったということで、年々派遣人数が落ちているなというふうに感じておりますが、15年度はどのくらいの期間、公募というか応募というか、かけたのかお知らせください。

(市民)男女平等参画課長

ただいまの15年度の取組の状況でございますが、11月に国内研修を実施いたしまして、取組の期間としては7月、8月、9月、10月、おおむね4か月間の期間をかけて取組をいたしました。

秋山委員

このとき、募集人数というのは何名ぐらいだったのでしょうか。

(市民)男女平等参画課長

4名でございます。

秋山委員

結論として4名になった。初めから4名の枠でしたか。

(市民)男女平等参画課長

応募と結果、どちらも4名でございます。

秋山委員

今年度、平成16年度は何名になっていて、いつ実施されたのか、また、その公募期間はどのくらいあったのか、教えてください。

(市民)男女平等参画課長

16年度ですが、応募の方は2名でございます。したがって、選考結果も2名といったことで実施をさせていただきました。ただ、今年度につきましては、毎年だいたい11月の中旬にこの全国の研修会がございますが、このたび国立女性教育会館の方の企画が8月に繰り上がりまして、急きょ私どもも、従来でしたら7月ぐらいから準備をかけるのですが、今回は6月、慌ててというよりもインターネットから調べて、先に情報を収集して、7月に、正式に国立女性教育会館から後志支庁を通して情報が入るのですが、私どもとしては、6月の下旬から8月の広報の原稿を間に合わせるように取組をしたのですが、残念ながら具体的には7月、それから8月の中旬ぐらいということで、1か月半の取組でございました。

秋山委員

せっかくのいい事業であっても、なかなか市民に内容が知らされていない、知る機会が少ないのかなというふう
に感じておりますけれども、どういふところに国内研修を案内しているのかというところを教えてください。

(市民)男女平等参画課長

今年度もチラシを500枚ぐらい作成いたしまして、広報おたるはもとより市のホームページ、それから関係団体と
しては女性団体、その他関連するPTA、小学校の婦人学級、商工会議所の女性会だとか、そういったことを含め
て、あらゆる団体に郵送させていただいております。

秋山委員

そのわりに浸透度が低いなというふうに感じます。それで、この国内研修に参加されたメンバーで「らん」とい
うグループをつくっておりますけれども、事務執行状況説明書によりますと、56名現在いると。このメンバーの中
の声として、この事業が始まってからかなりの年数がたっている。あくまでも対象は一般、初めて行く人が対象。
女性を取り巻く問題に関しては、かなりここ数年の間に変わってきているという事情もあって、改めてこういうメ
ンバーの中から参加対象としてもらえないだろうかという声があるのですけれども、その件どうでしょうか。

(市民)男女平等参画課長

ただいまの件でございますが、平成3年度から女性の国内研修を実施して以降、国内研修の修了生でグループを
つくっていただきまして、今、委員がご指摘の「ネットワーク・らん」という団体はその団体でございます、今
56名の方々に参加して活動していただいております。その方々から、確かにこの間、女性の国内研修に一度は参加
したのだけれども、もう一度参加したいので認めていただけないだろうかという、私どもの募集要項の中には初め
て参加をする方というのが原則としてございますものですから、いろいろと検討した結果、平成14年度にそういう
申込みがございまして、自主参加でございますが、2名を認めた経緯がございます。

ただ、15年度、それから本年度16年度に関しましては、もちろん「ネットワーク・らん」にもそういった実績が
ございましたので声をかけましたが、残念ながら向こうの方の参加する旨の意思表示がございませんでしたので、
このたびはなかったという、そういった経過がございます。

秋山委員

かつて14年度に自主参加が2名あったと。自主ということは自分でお金を出して行くということで、そのぐらい
熱意があったら違う部分でもっと頑張っているのだろうなというふうには思いますが、小樽市はこの大変な中、旅費
を出していただけるというところがすばらしいという面で、自分でお金を払って3泊4日参加するというのもなか
なか現実厳しいなという面から、それと今重複しますけれども、再度人材、もう一步深めるという感じで、そうい
う観点から、かつて参加したメンバーにもこういう機会を与えていただければありがたいというふうに感じますが、
何とか今後の検討事項としていただけないものかなと思いますが、どうでしょうか。

(市民)男女平等参画課長

ただいまの国内研修を終了した方々からのご要望の件でございますけれども、14年度にそういうお話がございま
して、一度そういうことで実績をつくっておりますので、ご要望があれば一般の市民の公募に加わっていただく
ということは可能かというふうには思います。ただ、いわゆる自主研修ということで、自己負担で研修している部分
の公費負担の部分につきましては、限られた予算の中で、一応5名枠で事業を展開しているのですが、現在まで、
正直なところこの13年度間で、今年度入れて77名の方が参加しているのですが、私どもの考え方としては、今後も
できるだけ初めて参加される方を中心にこの事業を展開していきたいというふうには考えておりますので、2回目、
3回目の方は、当然私どもも参加は認めていきますが、公的な援助につきましては、ちょっと今のところ難しいか
なというふうには思っております。

秋山委員

であれば、やはり新たなメンバーがどんどん参加できるように、きちんとPRをしていただければありがたいなというふうに感じますので、この件よろしく願いいたします。

市民会館、コミュニティセンター、市民センターなどの利用料について

続きまして、市民会館、それからコミセン、市民センターなどの利用料に関してお尋ねをいたします。

決算説明書の45ページを見ますと、予算に対して収入が落ちているということは、利用するという度数が減ってきているのかなというふうに感じます。その中で断トツに伸びているのが、いなきたコミュニティセンターなのですが、いなくても、この45ページの中でちょっとお尋ねしたいのは、体育館の利用状況、団体が323件、個人が4,487人。こちらで調べてきていますので、昨年度は団体が332件、個人が2,560人ということで、個人にスポットを当ててちょっと見てみたいのですが、個人で体育館を利用している。どんな使い方しているのかなと感じるのですけれども、それをまず教えてください。

(市民)総合サービスセンター所長

いなきたコミュニティセンターの個人での利用でございますけれども、15年度は4,487人ということです。この体育館の利用でございますが、バスケットや卓球それぞれ使用している部分がございまして、だいたいその個人の中で半分ぐらいが小中学生ということになっておりまして、残る半分のだいたい9割以上は高校生。ほとんど小・中・高校生の個人利用で占められているという状況でございます。

秋山委員

利用料を忘れましてけれども、ちなみに小中学生、大人と、その利用料を教えてください。

(市民)総合サービスセンター所長

利用料につきましては、今手元に料金表を持ってきていないのですが、小中学生がたしか50円、大人が140円だったかと記憶しております。

秋山委員

私が持っているもので、では言わせてもらいますけれども、個人で使用する場合は、小中学生が午前中の場合は1人50円なのです。1時から5時、夕方までが70円、夜も同じ料金。大人の場合は午前中は100円、1時から夜間までは1人140円、こういう料金になっております。

それで、大人の半分だから、利用者が増えているわりになかなか利用料の部分では伸びないのかなと思って見ておりましたが、後ろのページの133ページ、134ページを見てみますと、全部不用額が生じております。利用者は減っているけれども、不用額は増えている。これは利用を頑張っというふうにならぬに経費を詰めたのか、どういう形でこういう不用額が出るようになったのかを教えてください。

(市民)総合サービスセンター所長

これはいなきたコミュニティセンターの不用額ということで、31万3,516円ということになっておりますが、この不用額に占める主なものといたしましては、ビルの共益費の減というのが主な理由でございます。

秋山委員

この不用額については市民会館が200万円近く出ています。公会堂とか各会館が、全部そういう形で残していつているという。

(市民)市民会館長

市民会館の不用額並びに市民センターの不用額でございますけれども、光熱水費が過半でございます。ですから、先ほど委員が言われたとおり、市民センター、市民会館の利用が下がっていますので、それに伴って光熱水費の支出が少なくなったということで判断しております。

秋山委員

なるほどなというふうに感じます。それで、前も質問したことはあったのですが、市民会館は本当に古いですよ。駐車場がないということで、かなり利用しづらい会館になってきているのではないかなというふうに思います。ちなみに100名ぐらいの催物をやったとき、市民会館の1号ホールを借りた場合は、使用料が夜4,500円、コミセンの場合は集会室1、2、3を通して3,600円、それに駐車場付、終わったら下で買物ができるというおまけつきの中で、ただ市民センターは個室になっているので、広げて使うというのは難しい会館になっていると。こういう状況の中で、これ普通であればというか、一般の感覚であれば、古くて使いづらいところよりも、新しく使いやすいというのは、多少価格は、料金、使用料が高くてもそちらの方に流れるというのは、これ人間の傾向ではないかなというふうに感じるのですが、これプールしてそういう対価の使用料で、もう少し市民会館を手ごろな値段にしてという採算面、市役所は商売だという観点ではありませんけれども、そういう考え方もあるのではないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

(市民)市民会館長

先ほど市民会館の利用について、14年度から15年度、落ち込んできているということで説明いたしましたけれども、現在、市の段階では、市民会館の利用が非常に落ち込んできていると。そういった形で、再度やはり市民会館の利用率の向上ということは、現在検討している最中でございます。ですから、今、委員が言われました料金の関係については、また別枠で事務事業の見直しで検討中でございますが、市民会館の利用率の向上という形については、また、今の委員が言われたようなことを考えまして、検討を進めているという段階でございます。

秋山委員

具体的にその検討内容というのはどんなものなのですか。

(市民)市民会館長

今まだ検討段階で、具体的なことは言えませんけれども、特に市民会館はホール中心の会館でございます。市民センターと若干違います。それで、市民会館の場合のホールの利用が落ちているという中で、市民センターの例から見れば、中規模ホールというのは非常にニーズが多いわけです。あそこは453名ほど入ります。市民会館は1,216名。ですから、なかなか使いがたが悪いという形でございます。

それで、検討の中では、市民会館の1,216名だけでなく、あれを半分に区切れば500名ぐらいの収容人員になる。そういった貸出し方法を検討していけば、ちょっとイベントをやりたいなと、仲間内でのイベント、サークル活動の発表会をやりたいなといった部分でも利用が促進できるのかなと、そういった一例を今検討を進めているというところでございます。

秋山委員

素人なもので、あの大きい会館をどうやって仕切るのかなと思いますけれども。

(市民)市民会館長

今ちょっと図面などがございませぬけれども、ちょうど2階の入り口の部分がありますね。1階からスロープになっています2階の入り口。ちょうどあそこ半分ありますね。あそこ下の部分がちょうど512席になる。それで、けっきょく今基本料金は1,216名の基本料金で徴収しています。使っても使わなくても1,216名の料金。512名の料金、それは例えば基本料金の8掛けか7掛けで利用していただければもっと使いやすくなるのかなと、そういう考え方でございます。一応あそこを仕切るという考えで、そういう方法も検討の中に入っております。

秋山委員

幕か何かで仕切るのなら、そうしたら、あの大きいままで下を区切って貸すという形ですか。

(市民)市民会館長

はい、そういうことになります。

秋山委員

ということは、やはり光熱水費とかというのは今までどおりかかるということですよ。

(市民)市民会館長

先ほど申し上げたとおり、事務事業の見直しの中で、今、小樽市全体の使用料の見直しを図っております。光熱水費についても、今まで光熱水費の算定がそれぞれの館、それぞれの施設でばらばらになっていた経過がございます。そういった面、光熱水費の検討を今どのようにしていくか、実費を必ず支払っていただくとか、そういった方法も考えてございますので、これはまだ検討経過でございますので、それはそのようにかかるのではないかなと思いますけれども、市民会館の料金でいえば現行基本料金の8割なのです。ですから、基本料金が10万円であれば18万円かかるわけです。ですけれども、先ほどの500席で貸すということになれば、8万円の8割という形になっていきます。ただ、市民会館としての採算性がどうなるかという形であれば、若干やはり問題は残るかもわかりません。

秋山委員

ついでに申しわけないのですけれども、コミセンではまだお借りした経験がないのでわかりませんが、コミセンもあるかな、各会館では水差しとかコップとか、これはお金がかからない部分でお借りした場合にきちんとそろっているのですけれども、市民会館の場合は、コップが例えばサッポロビールとかという名前の入ったああいうコップで、何かわざわざ持ち込まなかったら、ちょっとお客さんに出せないような感じになっているので、蛇足ですけれども、こういうところもちょっと心がけていただければ、使用する側にとっても、ああ親切だなというふうに感じるのではないかなと感じるのですけれども、いかがなものでしょうか。

(市民)市民会館長

今そういった水差し、コップに至るまで非常にご迷惑をかけていることは、私どもで反省したいと思います。そういった部分については特段多大なお金がかかるわけではございませんので、ご不便をかけているのであれば、早速順次用意できるところから用意させていただきたいと存じます。そういうことでご了解願いたいと思います。

秋山委員

介護保険について

続きまして、介護保険に関してお尋ねいたします。

決算説明書の254ページと255ページにまたがって、介護保険事業特別会計が載っておりますが、一つ確認という形でお伺いいたしますが、保険料の方に特別徴収現年度分うんぬんとありますが、この特別徴収というのは年金の中から差し引くという形の徴収の仕方だと思います。普通徴収というのは払込用紙で払うという形だと思うのですが、2番目のその普通徴収現年度分の説明の部分を読んでいったときに、調定額とそして収入率があって、残った分がこれ未収金になるのですね。そして、それが下の段に来て、3番目の滞納繰越しに入るのではないかと思う。ここの場合は違いますけれども、ここにあるのは13年度分の未回収の分が調定額として載っていて、その収入率25.53パーセントが要するに繰越しというふうな形ではよろしいのですか。

(福祉)介護保険課長

今ご質問がありました普通徴収現年度分という部分につきましては、今、委員がおっしゃいますように15年度の部分の普通徴収の分です。そして、3番目の普通徴収滞納繰越し金、ここの部分につきましては、15年度の時点で12年度、13年度、14年度と、このような形の未収金が出ておりますので、その分を計上している部分です。

秋山委員

その中で収入されて残った分が約2,000万円ぐらい。これがずっと繰越しになってくる滞納金と考えてよろしいのでしょうか。

(福祉)介護保険課長

15年度の方でいいますと、4億1,300万円ほどの調定額に対して収入率が91.25パーセントですので、実質的に3億7,000万円ほどが収入として入ってきていると。だから、4億1,300万円から3億7,700万円を引きました、この部分が3,626万円ほどなのですが、これがその15年度の部分の未収納になると。そして、それにつきまして、16年度の方の部分としまして滞納繰越分になっていくと、そういうような形です。そして、普通徴収の滞納繰越金につきましては、今も言いましたように、12年度、13年度、14年度というような形の金額に対する未納額に対する収入ですので、その中の一部分につきましては、介護保険法上は2年たちますと時効完成になりますので、その一部分は逐次不納欠損で落ちていく、そのような形になってございます。

秋山委員

それで、その不納欠損の方をお聞きしようと思ったのですが、そうしたら介護保険の場合は2年でこういう形をとれるというふうな法律になっているということですか。

(福祉)介護保険課長

介護保険の場合は2年の時効がありますので、月々で整理させていただいておりますので、月々2年前の部分が1か月過ぎることによって、またその1か月が繰り上がって、それが月々滞納処分というような形になってございます。

秋山委員

それで、監査委員報告の審査意見書中の90ページに、不納欠損処分の状況というのが出ておりまして、前年度より今年度が、13年度より14年度がすごい数で増えていっているという状況にあります。これは2年、要するに繰り越されたものが収金にならないので、2年で落としていっている金額ということによろしいでしょうか。

(福祉)介護保険課長

そのような形になっておりまして、今年度の部分の不納欠損の469万円ほどにつきましては、12年の3月分の保険料と13年度の部分の保険料、合わせまして469万円ほどの不納欠損額になります。

秋山委員

それで、この不納欠損に陥っている対象者というのは、この段階、1段階から5段階ありますけれども、その何段階に当たる層が多いのでしょうか。

(福祉)介護保険課長

不納欠損の部分なのですが、当初、賦課されている階層も、現時点では第2段階の方が50パーセント近くを占めているような状況なもので、その不納欠損の部分につきましても、第2段階の階層の方が多いような状況になってございます。

秋山委員

小樽で出している「はつらつ長寿シルバー情報」の中に、小樽市の介護保険料というのが6ページから載っております。ここで保険料の決まり方という説明もありまして、保険料の納め方というところに、年金が1年に18万円以上の方は特別徴収をするのだというふうに書いております。年金の定期払い、年6回に分けて振り込まれますけれども、どんな状況でも保険料はこの年金から引かれていっていると。その年金の中身として老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、これは年金からの差引き対象にはなりませんとなっておりますけれども、老齢福祉年金の場合は引かれている、このように思います。年金が1年に18万円未満の方は切符で納めるのだというふうにご説明されております。

それで、この中身なのですが、老齢福祉年金の場合は最低限がここで書かれている18万円以上となるのですか。最高上限額は40万8,300円、これによろしいでしょうか。

(福祉)介護保険課長

老齢福祉年金というのは、昔というか、かなり以前の部分で、年金を自分で掛けていなかった方、そのような方に対する年金というような金額ですので、ちょっと金額の方は今把握しておりませんが、恐らく40何万円ぐらいの金額の方かなと、このような形では現時点で考えてございます。

秋山委員

そうしたら、この第1段階なのですけれども、対象者が生活保護の受給者と、老齢福祉年金の受給者で市民税非課税世帯となっている。基準額に0.5を掛けるのだというふうになっておりまして、12年度は4,630円、13年度は1万3,900円、14年度は1万8,540円、これを10回で払うようになっていると思いますので、14年度になると1回、1,854円の支払になると。これは切符で払うという方々だと思うのです。

それで、第2段階は、世帯全員が市民税非課税世帯ということで、年額266万6,667円以下の方で、世帯に他に市民税を納めている方がいない場合ということで、また、0.75を掛けるのだというふうに決められておりますけれども、この第2段階に今おっしゃったように不納欠損が多い。この階級というか層の方はその年金も層が厚いのですね、上から下まで。それを一律にこういう形で納めるところに無理がかかってきているのではないかなというふうに感じるのですが、いかがなものなのでしょうか。

(福祉)介護保険課長

今、委員がおっしゃいますように、介護保険制度の保険料が5段階になって、その段階の中で世帯の考え方を入れた、そういうふうな形の中で、第2段階の部分が市民税非課税になっていると。そのような中では両者を合わせますと、確かに年金の収入で500万円の方であっても、両方が第2段階になる方もいます。ただ一方、奥さんの方は50万円やそれぐらいの収入で非課税なのですが、ご主人の方が300万円と。合わせて350万円しか収入がないのに、その中でご主人の方がその350万円には課税になると。そのような中で、収入の部分を見たら、下の方が保険料の部分では階層で上になると、そのような矛盾は確かに出ておりまして、そこら辺の部分は国の方でも知っておりまして、今、介護保険制度の見直し、介護保険部会の中でやっているのですが、そこら辺の部分も指摘事項になっておりますし、やはり私どもの方も全国市長会を通しまして、この第1号被保険者の公平性を確保するために、そこら辺の部分は何かの方法がないだろうか、そのような形の部分、投げかけはしております。

ただ、国の方でもやはりこういうふうな制度にしたというのは、市町村の保険者の事務の軽減ということで、その負担の部分も考えてこういうような形にしておりますので、ちょっとそこら辺の部分はありますけれども、何かしら一応そういうような形の動きというのですか、全国市長会を通しましても動いておりますし、国の方でもそこら辺の部分は問題意識は持っているような状況でございます。

秋山委員

それで、差しとめられた人数というのはどのくらいになっているのでしょうか。少し言葉が足りませんでした。保険料を納めないでいると、要するに給付の一部又は全部を差しとめられることなどがありますとなっておりますが、このことによって介護保険料を払えないがために給付を受けられなくなった方というのはどのくらいいるのでしょうか。

(福祉)介護保険課長

実際の中では、現時点の中ではそういうふうな差止めなり、まだ給付制限をかけた方はいません。ただ、結果的にサービスを利用するだとか、介護認定を申請した時点で、給付制限とかがかかるような形になります。したがって、例えば今サービスを使っていないし、申請もしていないと、そのような方が、例えば未納があったとか、そういうふうな状態が出てきた段階で、そこら辺の部分の処分の対象になる可能性はあります。ただ、現時点の中では、私どもも申請の時点にかかりそうな方につきましては、個別で納めてくださいと、そういうような形の話はさせていただいて、現時点の中ではそのような対応で処理できておりますので、いろいろ給付制限があるのです

が、現時点でその給付制限は一切かかっている方はいません。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

昨日に引き続きということで、今回、決算特別委員会ですから、計数の関係で精査し、いろいろな観点から、数字上のやりとりは今回私は予定しておりません。

各部の事業評価について

それで、以前からテーマとしている事務事業のいわゆる評価といいますか、そういう観点に立って質問させていただいております。すぐれて質の高い事業評価ということが地に着けばなというふうな思いから質問させていただいております。行政用語ではいわゆる事務事業の見直し、それから改革という言葉が一般的な常識として出ていますけれども、やはり、中身の事業そのものをじゅうぶん吟味したり分析をして、そのもの自体に対して、事業に対して目的そのものも含めて分析するということをしておかないと、次のステップにつながっていくのにはどうかなと。そういう意味で事務事業の見直しではなくて評価、こういう観点で質問させていただきます。

総括的なことについてはやりましたけれども、昨日は、特に同じような資料を基にしないと見えないということ、各会計決算説明書というのがあって、この説明書の6ページのところに15年度の主な事業ということについて羅列をしております。これの細かい数字は、決算説明書を見れば明らかになる。私が聞きたいのは、ここに盛りられている項目を所管別に分けていきますと、今日は関係する所管は保健所、市民部、福祉部、それから建設部がここに来ているというふうに思いますので、その所管別に当てた内容について確認しておきたいと思います。

まず一つは、福祉部は2項目ありました、上から二つ目。三つ目が公的認証サービスの実施が市民部、それからその次の中高齢者総合健康増進プログラム事業が保健所。それから下においていきまして、「うるおい・生活・快適プラン」の中では勝納住宅2号棟の整備、若年者定住促進事業の関係が建設部、そして一番最後の欄の「にぎわい・都市・形成プラン」の中の2項目、中央通地区土地区画整理事業の完了、そして国道5号小樽駅前(山側)・臨港線電線共同溝の整備、この8本になります。ここにかかわってやりとりさせていただきたいと思います。

15年度の決算審査が今行われているわけですがけれども、ここに盛り込まれた事業については新規事業ということ、継続になっている事業、いろいろありますね。それで、私の方で聞きたいのは、既にこの事業は終わっているわけですから、この事業について分析して、評価されているかどうかということを知りたいと思っていました。以前から他都市でも行われていますけれども、事務事業の見直しに関係する評価表というものをつくって、それを共通のものにしてやっているというところもありますけれども、小樽の場合はそこまでいっていないという事務事業の見直しで改革ということですから。それぞれの事業について、目的とその内容、立ち上げたねらい、それから事業をやった結果、成果なりが出てくるのだと思うのです。その目的・成果に基づいて、この事業はどうだったのかということの評価すると、こういうことをお聞きしようと思っているのです。しかし、共通認識に立っていない部分がありますから、その部分ではその目的、内容、それから成果、そして評価という観点で、その受止めはそれぞれあるのだと思いますけれども、その三つの観点でお話していただきたいというふうに思います。

今回は私の方で話をするというよりも、今の言った観点で各部が要領よく答えていただいて、イメージがわくようにしていこうと思っておりますので、各部の皆さんにこの事業の評価についての部分を語ってもらう時間の方が長いというふうに思いますので、ぜひ無駄なく、そういうことでお願いしたいと思います。

第41回北海道障害者スポーツ大会の開催について

福祉部、「ふれあい 福祉・安心プラン」の市民福祉の第41回北海道障害者スポーツ大会の開催について。

(福祉)地域福祉課長

福祉部の主な事業のうちの今おっしゃられました北海道障害者スポーツ大会の開催ということで記述されております。この北海道障害者スポーツ大会につきましては、障害者の社会参加、あるいは障害者間の交流、あるいは障害者に対する一般市民の側の理解を深めると、そういったことを目的としまして開催されたものでございます。昨年の7月12日、13日の2日間にわたりまして、小樽を中心に開催されました。これは北海道の支庁単位で持ち回りにしている大会でございまして、小樽を中心に後志10市町村で開催されました。

具体的には、12日には小樽市の総合体育館において全体の交流会がなされまして、13日には今言いました10市町村で20競技が行われました。小樽会場を中心にしまして選手約1,400名、それから役員、ボランティア、家族の方、介護者などを合わせますと約3,000名ぐらいの参加をいただきまして、成功裡のうちに終了いたしました。

事業費は2,700万円がかかりまして、そのうち決算書にございます小樽市負担金は870万円ということで、予算・決算が決まりましたけれども、冒頭に申し上げましたように目的・成果ということでございますけれども、述べましたように障害者の方が楽しみにしているイベントでございまして、スポーツ大会では北海道では一番大きな大会でございました。そういったことで準備を進めてまいりまして、交流なりの障害に対する理解といったものは一定程度深まったということで考えております。

佐々木(勝)委員

特別保育等事業の拡大について

では、続いて、特別保育等事業の拡大について。

(福祉)子育て支援課長

特別保育等事業の拡大でございますが、現在、小樽市で実施しております特別保育事業は産休明け保育、障害児保育、延長保育、一時保育、保育所地域活動事業、子育て支援センター事業の六つの事業を行っております。このうち15年度に拡大した事業につきましては、産休明け保育を1保育所拡大しております。また、障害児保育につきましては、15年度の中で、新たに3名の子どもが二つの保育所に入所しております。それから、延長保育の関係も、15年度から新たに1保育所、実施保育所を増やしております。それから、地域活動事業につきましては、1保育所で新たに地域活動事業を開始しているという、そういった状況でございます。

どの事業も、それぞれ利用者の方々のニーズや子育て支援事業の拡大の観点から取り組んだものであり、とりわけ現在の子育て支援あるいは少子化対策という観点から見ますと、効果のあった事業だろうというふうに認識しております。

佐々木(勝)委員

だんだん進めていけば、要領よく答えてもらえるというふうになってくるかと思えます。言いたいことはたくさんあると思えますけれども、今言った目的、それから成果、評価ということでお願いします。

公的個人認証サービスについて

それでは次に、市民部の方に行きます。公的認証サービスについて。

(市民)戸籍住民課長

公的個人認証サービスというのが正確な名称ですけれども、公的個人認証サービスについて説明いたします。

目的・内容でありますけれども、この事業は平成16年1月29日に開始された、始まってまだ間もない事業であります。これはインターネットを通じまして、各種の申請等の行政手続を行う際に、インターネット上で本人確認を可能とするための電子証明書というものを発行するサービスであります。それで、1件500円の手数料をいただきまして、一度発行いたしますと3年間有効ということになってございます。

それで、この電子証明書の格納する媒体でありますけれども、総務省省令によってその基準を満たしたICカードということになっておりまして、今のところ、このICカードに該当するのは住基カードのみということになっ

でございます。

このサービスの成果についてでありますけれども、サービス開始の1月29日から9月末現在までの電子証明書の発行数は32件となっております。

評価でございますけれども、この電子証明書を使って可能となる行政手続がまだそれほど多くないということもございまして、そういう意味では主に申請を受ける側の環境、そういったものが整っていないということもありません。それからもう一つ、格納媒体であります住基カードそのものの普及がまだまだという状況もございまして、そういったことを含めて考えますと、成果というものはまだそう上がっているとは言えないというふうには思っております。そういう意味では、今後の展開に期待するものだというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

やめていく方向ではなくて、目的の妥当性はどうか。

(市民)戸籍住民課長

これは家庭からわざわざ役所・省庁等に足を運ばなくても、その場でインターネットを通じて申請ができるということでもありますので、そういった意味では、国民の利便性が飛躍的に増す可能性があるという内容のものだと思いますので、そういうことに向かつての国の一つの方針に市ものっとってやっていることでありますので、それなりの妥当性はあるものだというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

それなりのということで、今の段階ではいいです。

中高齢者総合健康増進プログラムについて

それでは、次のところへ行きます。保健所に関する中高齢者総合健康増進プログラム事業。

(保健所)健康増進課長

中高齢者総合健康増進プログラム事業の取組についてでございますが、おたる健康総合大学として実施しているということでございます。

その目的でございますが、市内の中高齢者ができるだけ元気な生活を送り、余暇の時間や技術等で社会に参加していけるように、中高齢者の健康支援を目的として開学をしております。

その内容でございますが、おおむね50歳以上の方を対象といたしまして、心と体の健康づくりのためにストックウォーキングや水中ウォーキングなどの身体的プログラムと、それから陶芸、絵手紙などの文化的プログラムの二つで構成しております。

その成果と評価でございますが、入学された方は166名で、修了された方は158名ということになっております。また、参加された方に対しまして、入学時と修了時に体力測定を実施しておりますが、その中で握力だとか敏しょう性などについて向上が見られております。また、精神的にはうつ傾向の可能性のある方につきまして、精神的な健康度の改善が見られたということになっております。また、アンケートも実施しておりますけれども、その中で楽しかったとか、体調がよくなったとか、そういった回答が寄せられておまして、心と体の健康づくりには一定の効果があったものと考えております。ただ、15年度、昨年度スタートしたばかりなものですから、その成果についてはまだ時間を要するものではないかと考えております。

佐々木(勝)委員

まとめられたものを用意していたというのは、それはそれとして認めますけれども、私が言っているのは、評価というのはその取り組んだ事業そのものの目的を含めてどうだったのかということを知りたいのです。成果が上がった、上がらないという、その部分はそれなりにあると思っておりますけれども、その構えたいわゆる事業そのものがどうだったかということ。ふじゅうぶんだけれどもまだ続けていきたいとか、こういう部分があるわけですから、そのところの部分の事業分析をじゅうぶんにしておきたいなというふうに思っているものですから。

勝納住宅2号棟の整備について

それから次、建設部の方に行きます。建設部は2本と下の方に合計4本ありますけれども、まず勝納住宅の関係からお聞きしたいと思います。

(建設)建築住宅課長

勝納住宅2号棟の整備についてですが、勝納住宅2号棟の目的は平成10年3月に策定された小樽市公共賃貸住宅再生マスタープランの中で位置づけられた新規建設市営住宅として整理するもので、市営住宅の将来計画において建替えや用途廃止をされた住宅入居者の移転誘導を図るという性格を持たせております。

勝納住宅2号棟整備の内容としましては、鉄筋コンクリート造5階建て、入戸数は35戸で、1LDK15戸、2LDK10戸、3LDK8戸、車いす対応の2LDKが2戸となっております。

成果ですが、勝納住宅2号棟は今年の6月末に完成しまして、7月には入居が開始されております。勝納住宅につきましては国道5号に接し、近くに各公共施設、JR小樽築港駅、ウイングベイ小樽などがあり、買物やアミューズメント施設の利用、鉄道・バスの公共交通機関の利便性が高い地区に良質な市営住宅のストックを形成できたと考えております。

評価ですが、勝納住宅2号棟の35戸のうち11戸を一般公募しましたが、応募倍率としましては平均約50倍となっております。この人気の高さが評価につながるのではないかと考えております。

佐々木(勝)委員

評価ですから、そういう評価をしていると、こういうことですね。

若年者定住促進事業の展開について

それから次に、この若年者定住促進事業の展開のところは、事業の部分は新たに建設部になった事業ということで押さえていいのでしょうか。

(市民)建築住宅課長

この若年者定住促進事業につきましては、平成14年度から実施している事業でございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、ここの括弧書きもこうなっていますけれども、含めて建設部の方で答えられますか。

(建設)建築住宅課長

若年者定住促進事業は2本ございますが、若年者向け共同住宅建設費等補助制度と若年者定住促進家賃補助制度がございます。これはいずれもその目的は、若年者の定住促進及び人口増加、さらには中心市街地の活性化を図ることでございます。

内容としましては、若年者向け共同住宅建設費等補助制度は市内中心部の商業地域に建設される一定の要件を満たした共同住宅建設に対して1戸当たり100万円、1事業主当たり1,000万円を限度として補助するものです。

一方、若年者定住促進家賃補助制度につきましては、一定の要件を満たす新婚世帯に対して月額2万円、期間36か月を限度に家賃補助を行うものでございます。

成果ですが、平成15年度の実績で申し上げますと、若年者向け共同住宅建設費等補助制度は1棟6戸、若年者定住促進家賃補助制度は25世帯でございました。

評価としましては、いずれの制度も平成15年度には実績を上げておまして、特に若年者定住促進家賃補助制度では、市外から15世帯37人の転入があつて、一定の効果があつたと考えております。

佐々木(勝)委員

それでは、次に行きます。

中央通地区土地区画整理事業の完了について

それから、下の欄の2項目ありますけれども、中央通地区土地区画整理事業の完了について。

(建設)まちづくり推進課長

中央通地区土地区画整理事業の完了についてでございますが、まず事業の目的についてでございますが、本事業は、中央通が都心部としての利便性や、小樽の表玄関であるJR小樽駅から商業業務の中心地区を通り抜け、運河に至る中心的な都心部であるなど地域の特性を生かし、既存商店街のにぎわい、夜間定住人口の復活、沿道街区の高度な土地利用の促進、さらには小樽市民や観光客等の来街者の回遊性を高めるため、街路と沿道施設が一体となった再整備を行うことにより、中心市街地の活性化を図ることを目的として事業に着手したものでございます

事業の内容についてでございますが、この事業は、平成6年度から、中央通の未整備区間であった静屋線から本通線までの390メートルの区間につきまして、幅員18メートルから36メートルに拡幅するものであり、8メートルと広幅員歩道の設置、電線類の地中化、植樹帯の設置、歩道植樹ますの一部にベンチの設置をするなど、また冬期間の利便性を考えロードヒーティングを行うなど、潤いのあるまち並みを目指して整備し、本年3月に完成したものでございます。

事業の成果についてでございますが、安全で快適な道路空間の確保と電線類の地中化や道路整備と沿道建築物の更新を一体的に進めたことにより、中心市街地の活性化と小樽の顔にふさわしい都市景観の創出が図られ、快適でにぎわいのある空間が形成されたものと考えてございます。

評価についてでございますが、完成したばかりということで、これからいろいろな評価がされるというふうに考えてございますが、電線類の地中化により景観がよくなったこと、歩道が広く歩きやすくなったこと、沿道建物の多くが更新され、土地利用の高度化が図られたことなどにより、歩行者交通量の増加が見込まれ、商店の売上げや来客数の増加が期待されるなど、市街地や商店街の活性化へ寄与することが今後期待されるというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

電線共同溝整備について

最後のところ、国道5号小樽駅前(山側)・臨港線電線共同溝の整備についてはどうですか。

(建設)建設課長

国道5号小樽駅前、これは山側ですけれども、臨港線の電線共同溝の整備ということで、普通、電線類地中化と呼ばれております。それで、目的ですが、安全で快適な通行区間の確保、それと都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、こういうものを目的としてこういう工事を行っております。

それで、国道5号なのですけれども、平成14年度、15年度で工事を行っております。平成14年度は中央市場からN T Tビルの横、この小路までで約400メートル、それで平成15年度はその反対側の小樽駅前側、これの工事を行っております。

それと、臨港線の地中化の工事ではありますが、平成14年度から平成16年度までの工事の予定であります。それで、市道竜宮通線よりスハラ食品横の市道仲一小路第2線まで、約800メートルが工事区間あります。それで、平成15年度には小樽工芸舎より政寿司までの約400メートルの工事を行っております。

それで、成果でございますけれども、国道及び臨港線、これとともに歩道部のバリアフリーの工事を兼ねておりまして、無電柱化を図ることによりまして、歩行者の快適な通行が保たれるとともに都市景観の向上につながったと、そういうことが成果として上がっております。

それと、評価でございますけれども、市民及び観光客にとって歩道の通行の安心度及び無電柱化による景観の向上などはかり知れない有効性があると、このように考えております。

佐々木(勝)委員

共通認識するために、評価といえはどのようなふうに押さえているかというのを聞かせてもらいました。これからもまた意見交換は、今日はしませんけれども、これで全部で、関係する所管のところの部分について、8項目につ

いては終わっておきます。

そのほかの重点事業評価について

昨日やろうと思ってできなかった部分が、今日は、時間がまだ少しありますから、それでは各自、これ事業部で押さえた方がいいと思いますけれども、この15年度分についてはここの分析を報告してもらいました。

そこで、今日出席している所管の各事業部の15年度に行った事業はたくさんありますよね。それぞれの部に相当数がありますから、その中で私の方で、今ここに挙げた1位以外の中で、各部で重点事業という形で押さえて、ベスト3を挙げていただいて、その内容について先ほどやりとりした目的・成果、それから評価という点について語ってもらおうというふうに思っているのですけれども、時間的な部分がありますけれども、多少それを含めれば、ベスト3と言いましたけれども、その中でベスト1といいますか、三つ挙げた中でこれだけはというものを一つ取り上げて、事務事業の評価をどう認識しているのかということで、どうしても挙げられないというなら二つ出してもけっこうだと思いますけれども。選択した理由がいろいろあると思います。事業の規模が大きいとか、それが重点だとかけるところもあるだろうし、各部の中でその重点のかけ方、認識の仕方、少ないけれどもこれは大事だということ、分けきれなかったら多少なりとも重なっていいと思いますけれども、答え方はひとつ要領よく答えていただければ、これで決まるというわけではないですから。これを文字面にして残すということが大事だなというふうに思っているものですから、その辺のところは、今日の部分については口頭でお願いします。そういうことで、評価するということはいい方に評価するわけですがけれども、悪い評価だって、いい悪いではないのです。やはりいろいろな評価の仕方があると思いますので、その辺のところを。

それでは、先ほど話の中でトップで出ました、福祉部からいっていましたがけれども、順番からすれば福祉部から。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

福祉部として一番かどうかというのはいろいろあるかとは思いますが、とりあえず私の方から、私の担当の部分を答えさせていただきます。

平成14年10月に老人保健法が改正されまして、それに伴って老人医療費の自己負担というのが増えたものですから、それに伴って平成15年10月から老人医療の高額医療費の還付手続の簡素化を行いました。

目的といたしましては、老人医療費の高額医療費の還付手続というのが、非常に高齢者にとって不便というか、大変な部分なものですから、そういったことを踏まえまして高齢者の利便性を考慮して、なおかつ手続の簡素化を図ったと。そういったことで、従来はその都度申請をしなければならぬという、こういった制度はお金をもらうには、常に請求というか申請をしなければならぬのですけれども、この制度に関しては当初1回の申請のみで、それ以降高額医療費が発生する都度、本人の口座へ自動振り込みされるというしくみにいたしました。

その成果といたしましては、高額医療費の支給実績的には、該当金額あるいは該当件数からいうと9割以上の方が受けられるようになったという成果がございます。

それから、評価といたしましては、対象者へのそういった告知手続等を簡素化することによりまして、今申し上げました成果のように、大部分の高齢者が高額医療費の支給を受けることができたということで、この辺については非常に高齢者に喜ばれている事業ではないかと考えております。

佐々木(勝)委員

福祉部は1本でいいですね。ちょっと私もやらせてくださいというのがありましたら、いいですか。

それから、次、市民部。

(市民) 生活安全課長

市民部からは、私どもが行っています消費生活相談業務ということで、これは小樽消費者協会に委託している事業でございますけれども、この事業を重点事業として取り上げました。

選択の観点ですがけれども、これは年々相談件数が増加しているということで、この重点事業というふうなことで取

り上げました。

それから、事業の目的・内容でございますけれども、市民が安心できる消費生活の確保と悪質商法からの救済を図るため、分庁舎に専門の相談員を配置して、消費者からの相談に当たっているところでございます。

成果といたしましては、平成15年度の相談件数が2,470件で、ちなみに平成14年度は1,513件、平成13年度は968件でございました。

この評価でございますけれども、特に平成15年度から、携帯電話あるいは郵便による架空請求が増えたことから、相談件数も大幅に今増加しております。これらに対応するため、安全で安心できる消費生活の確保に成果を上げているのではないのかなというふうには考えてございます。

課題としましては、増加する相談件数に対応するための相談員の育成といったことが必要になってくるというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

いいですか、市民部。それでは、次は環境部。

(環境)間淵主幹

小樽市廃棄物減量等推進審議会の設置についての報告でございます。これは目的といたしましては、昨年8月、本市としましてごみ減量化推進方針を策定いたしまして、家庭ごみの減量化・有料化を目的といたしまして、11月5日に、小樽市廃棄物減量等推進審議会を立ち上げたところでございます。

その内容といたしましては、昨年の11月5日の第1回審議会におきまして、家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について諮問したところ、9回にわたるご熱心な審議を経まして、本年3月12日に審議会から答申をいただいたところでございます。この方針にありました家庭ごみの有料化はごみ減量化の有効な方策の一つであるという、そういう報告に基づきまして、私どもは基本的な市としての考え方をまとめまして、また、市民との懇談会を通じまして実施計画を策定し、さきの第3回定例会で家庭ごみ有料化に関する条例の改正案を提案し、議決をいただいたところでございます。目下、明年4月1日からの減量化・有料化へ向けまして準備中でございます。

これにつきましての成果及び評価といたしましては、一つには条例が議決いただけたことと、評価といたしましては、家庭ごみの減量化・有料化施策により、今後大きくごみ減量化は進むものと思われ、また、循環型社会に向けて大きく貢献できる、そういう一つの市の在り方につながるものと、このように評価してございます。

佐々木(勝)委員

建設部の方では、先ほど4本ありましたけれども、1本に絞ったのですね。

(建設)建設課長

建設部の方からは街路事業を挙げさせていただきます。今、春香地区、銭函1丁目地区に街路3本の工事を行っておりまして、和宇尻中央通、礼文塚通、銭函新通と、今3本を行っております。

それで、選択の観点でございますけれども、小樽市総合計画におきまして、生活環境面や利便性の向上を目指したまちづくり推進計画の一環として位置づけられた事業でございます。

それで、目的と内容でございますけれども、小樽市東部地区の生活環境の基盤整備を目的として、平成6年度から和宇尻中央通及び銭函新通、それと平成9年度から礼文塚通にそれぞれ着手してきました。それで、平成14年度には、和宇尻中央通が、今、事業認可をもらっている延長780メートルが完成しております。それで、現在15年度の事業としまして、礼文塚通があと250メートル残っております、ついこの間の9月に完成いたしまして、今、通行可になっております。それと、銭函新通という道路がございまして、これが昨年度100メートル工事を行っております。それで、関連でございますけれども、地区の排水の整備ということで雨水きょ事業を行っておりまして、これも現在進められております。

それで、成果としまして、街路事業の実施によりまして地域の幹線道路網が整備され、また、円滑な交通が確保

されるとともに、雨水きよの整備によりまして、地域の生活環境の向上が図られると考えております。

それと、評価としまして、道路環境が充実するとともに、地域の利便性及び環境の整備が図られているところでございます。

佐々木(勝)委員

それでは、保健所の方に。

(保健所)保健総務課長

保健所の方からは感染症予防対策、昨年SARSあるいは鳥インフルエンザ等で重点的に取り組んできた部分がございます。決算額、15年度の支出金額で、保健所費のうちで唯一増額になっている部分でございます。目的、内容、成果、評価につきましては、所長の方から答弁します。

保健所長

保健所自体、昭和20年、相当昔のころでは感染症というものが非常に主要な業務だったのですけれども、時代の進歩とともに、その感染症というものが非常に減ってくるに従って、予算また業務が縮小されてきました。それは日本全国そうです。それで、段階的に感染症に関しても予防対策費が非常に少なかったのですけれども、去年3月、東南アジアでSARSが出てきたと。これは、私は相当早期からかなり危険だと、100年ぐらいの大変な事態になるのではないかとということで、これは増額してもらったというよりも、どうしてもこの予防ためにいろいろなマスクとか、そういったものが必要だということをお役に話して、ある程度至急にそろえました。けっきょく小樽市としては、4月下旬にはだいたい全部がもうそろったはずです。全国的に見るとそれからみんな動き出して、いろいろな各都道府県、かなりそういったものが不足したはずです。

そういった意味で評価ということに関しましては、物がそろったということが言えるのですけれども、では実際に発生したときに、それが事業として評価されるものになるかどうかという、これは所内で意見が非常に分かれるところなのですけれども、結果的に起こらないということが非常に重要であって、万が一起きたときにはどういふふうに対策を立てるか、それが対策費に相当するようなものです。ですから、この事業が評価できるかどうかと言われたとき、非常に難しいのですけれども、ただそういう体制をつくったときには、今年度さらに今年の冬、鳥インフルエンザが今非常に懸念されています。これが実際出たとしたら、致死率が相当高いですから、そういうところに道筋をつけていける一つの形になったのではないかと考えています。ですから、評価に関しては今後を見てほしいという、それしかないです。

佐々木(勝)委員

分析する、検証する、精査する、そういうことで、筋が見えてきているということで、ありがとうございました。

それでは、次は水道局の方へ。

(水道)工務課長

水道局としましては、安定した水供給を図るために継続的な事業の展開を行っていますが、規模の大きさということで、天神浄水場の改良事業を挙げさせていただきます。

天神浄水場は、第5次拡張工事の一環としまして、昭和42年から昭和45年にかけて整備されました市内で一番高台にある浄水場で、市内全体給水量の約3割を受け持つ主要施設の一つですが、供用開始から長期間を経過しまして、老朽化による故障が多発するようになったため、平成5年から事業費約29億円をかけまして施設の更新、改良の取組を平成15年に完了しております。

また、電気計装設備について更新時期に来ておりました松ヶ枝配水センターの機能をこの天神浄水場に統合することによりまして、より効率的な維持管理を行うことができたと考えております。

それと、自家発電設備の設置や浄水池の増設など、危機管理を考慮し、災害に強い施設づくりを行い、今まで以上に安全で安定した水供給を図ることができるようになったものと考えております。

佐々木(勝)委員

最後になります。病院の方でよろしいでしょうか。

(樽病)総務課長

市立病院の重点事業についてということでもありますけれども、私の方からは1点だけ申し述べたいと思います。まず、事業を選択した旨のその観点についてでありますけれども、21世紀プランに基づく施策の大綱「ふれあい・福祉・安心プラン」の中に、地域医療体制の充実ということで、市立病院の機能の充実が掲げられております。具体的には医療機器の整備ということでもありますけれども、これにつきましては樽病、二病ともに後志医療圏の基幹病院といたしまして、市内医療機関の中心的な役割を担うため、市民が安心して医療が受けられるよう、医療機器の更新整備を行うなど、高度医療の充実を目的としているところであります。

成果についてでありますけれども、平成15年度の実績の主なもので申し上げますと、樽病では眼科用手術顕微鏡、超音波診断装置、人工呼吸器、新生児聴力検査装置ほか放射線治療機器、二病におきましては自動血球計数器などを導入いたしまして、総額で約1億344万円ほど支出をしております。

評価についてでありますけれども、課題というふうに申し上げた方がよろしいかとは思いますが、近年高性能な医療機器の開発がとみに進んでおります。このためたいへん高価なものとなっております、予算の都合上すべて要望どおりに措置できないというのが悩みの種であります。導入に当たりましては、緊急度、使用頻度、導入効果、また、病院移転時の際には移設可能であるというようなことを参考に、優先順位をつけて整備してまいりたいと考えております。

佐々木(勝)委員

ありがとうございました。ベスト1という自信作で、非常に明快な回答が返ってまいりました。以上で終わります。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

私からは福祉除雪サービス、それから独居高齢者給食サービス事業、そしてこどもの国の3点について、何点かお聞きしたいと思います。

福祉除雪サービス事業について

初めに、福祉除雪サービス事業なのですが、登録数それから実施世帯数、13年度、14年度、15年度についてそれぞれお知らせください。

(福祉)高齢・福祉医療課長

福祉除雪サービスの関係でございますけれども、まず13年度の登録世帯でございますけれども486世帯、そのうちの実施世帯数が95世帯、それから平成14年度登録世帯381世帯、実施世帯が233世帯、それから平成15年度は登録世帯が435世帯で、実施世帯が332世帯という状況になっております。

菊地委員

登録の手続というのはどのようなしくみでされているのか、お知らせいただけますか。

(福祉)高齢・福祉医療課長

手続につきましては、地域にそれぞれ民生委員の方がいますので、民生委員の方をお願いをしまして、各対象となる高齢者の方に申請の手続をするように訪問等をしていただいて、申請手続をしていただいているという状況でございます。

菊地委員

民生委員の方の苦勞がしのばれますけれども、平成13年度と比較しますと、平成14年度の登録数が100世帯以上も減っているのですが、この辺についてはどういった理由からそうなっているのかについて把握していますでしょうか。

(福祉)高齡・福祉医療課長

平成13年度と比較しまして、平成14年度の登録世帯数が100世帯ほど減っておりますけれども、これにつきましてはおおむね13年度が降雪量の部分で、あるいは降り方が例年よりも非常に少なかったという部分の中で、実際に13年度実施した回数が少なかったということもございまして、平成14年度については非常に希望される方が少なかったのではないかと、そういうようなことで考えてございます。

菊地委員

そうすると、平成15年度につきましては登録世帯も増えていきますし、実施回数も増えているということで、実際サービスを受けると、その翌年も、ああよかった、今年も登録しておこうかなということで、現実にとりかかると、そういうことで高齢者の方が除雪サービスの恩義を素直に受け取るというふうな、それがこういう数になってきているというふうな受け止めていいということでしょうか。

(福祉)高齡・福祉医療課長

実際には先ほど言いましたように、13年度、14年度と比較して、こういった状況の中で登録世帯数が減っていた。一方、14年度と15年度を比較すると登録世帯が増えたという部分の中では、13年度と比較して14年度がやはり実施回数が多いということから、雪の量とか降り方、あるいは利用したいという方が、14年度の実施状況というか、降雪量等々の関係で希望者が増えてきたのではないかと、そういったことで考えてございます。

菊地委員

何回も繰り返されてきた話かもしれませんが、改めてお聞きしたいのですが、除雪の範囲は今どの程度のところでやられているのかお聞きしたいと思います。

(福祉)高齡・福祉医療課長

除雪の範囲としましては、基本的には玄関先から公道までの間口約1メートルぐらい、要するに人が歩ける通路の確保。それから、あと屋根とかの雪につきましては、落雪等危険であるという状況の中では、そういった部分での屋根あるいは窓の除雪というのですか、そういった対応もしております。

菊地委員

実施回数と事業費のことについてお聞きしたいのですが、平成14年度では実施回数が383回で、事業費が636万円かかっているのです。15年度は実施回数が409回と増えているのですが、事業費が447万円と減っているのですが、この関係はどうしてこういうふうになっているのか教えてください。

(福祉)高齡・福祉医療課長

14年度につきましては、どちらかというと、この福祉除雪自体が基本的にはボランティアの方を活用しながら、緊急性とか、どうしても至急しなければならないという状況の中では、業者を使っているということでございます。14年度につきましては、どちらかというとボランティアも当然活用していますけれども、事業者の依頼というか、委託もかなりあったということでございます。

ただ、15年度につきましては、以前にもちょっと話したかと思うのですが、例えば市の各クラブにボランティアをお願いしたというような状況がございまして、15年度につきましては、総体的にかなりボランティアの方の活用ができたという状況の中では、非常に実施回数のわりには事業費が少なかったと、そういった状況でございます。

菊地委員

このボランティアの方はたいへん苦勞なさっているのだというのはよくわかりました。この事業を請け負う業者はどういうところに発注しているのですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

事業者につきましては、基本的にこの事業が社会福祉協議会の方に委託してございまして、ここから民間の3事業者の方に依頼をしているという状況でございます。

菊地委員

独居高齢者給食サービス事業について

それでは次に、給食サービスの方に移りたいのですが、この給食サービス事業もたいへん苦勞して町内会にお願いしていて、昨年に比べて一つ町内会が増えたようなのですけれども、その働きかけのご苦勞の経過についてお聞かせいただければと思います。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今回増えたところが忍路町会でございます。ここにつきましては、以前に町会の集まり等でこの給食サービスという制度を説明いたしまして、そのときに、各町内会単位でこういった事業をやっておりますのでどうかというような説明会等を含めて話をしてございました。ただ、その説明をした時点ではなかなか難しいという状況だったので、次年度にぜひやってみたいという有志の方がけっこういまして、その中で15年度何とか実施にこぎつけたというような状況になってございます。

菊地委員

今、有志の方が何人かということだったので、引き続きこの実施町内会を増やしていくという働きかけはなさるとは思うのですが、具体的にはどういったところがネックになっているのかということについて、改めてお聞きしたいと思います。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

ネックということですか。

菊地委員

町内会が広がっていかない理由。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

実施をしていない町内会も多うございまして、その状況としては、やはり町内会のキーとなる方がいないと、この給食サービスというのにはなかなか結びついていかないという中では、かなり地域におけるボランティアがある程度確保されなければならないという状況になってございます。そういった中では、非常にその地域の中で、例えばどうしても町内会中心になってしまうのですけれども、そういった給食サービスのボランティアをやる方が、例えば1人だけではなかなかできないという状況がございまして、そういった部分ではなかなかそのボランティアを獲得するというのですか、そういった部分は非常に難しいというか、それがたいへん各町内会ですぐ対応していくというのは難しいという状況になってございます。

菊地委員

除雪のこともそうなのですが、給食サービスの事業も、本当にささやかだけれどもボランティアに支えられて、市民の立場に立ったら少しずつ拡大されているというところを、私は逆に大いに評価したいなというふうに思っているものですから、先ほど皆さんが第1に挙げられた事業とともどもボランティア、それから市民の方々のボランティア、それから職員のボランティア、そして市民にとってはそれが喜びにつながっているというような事業をさらに努力して広げていっていただきたいなということ、特に除雪については、また冬が来て、お年寄りにとっては不安な日々を迎えていると思いますので、事業の拡大とか、それから除雪の範囲とかも含めて、ぜひこれ

からも検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

福祉部長

市民との協働事業といいましょうか、いろいろな分野でボランティア活動、たいへんご協力をいただいておりますし、私どもも、これは今後も特に大事なことだなというふうに思っています。そういう意味で、今年、ボランティアルームといいましょうか、ボランティアの方々が利用できるような、そういう部屋も福祉センターに確保させていただきました。そういう中でいろいろなボランティア団体が横の連携なり、そういうものをとりながら、こういう活動を広げていただきたいと思っておりますし、それに対する支援も、市としてもやっていけないとならないというふうに考えてございますので、そういう中で、またできることから、いろいろなボランティアに協力をお願いし、また、事業拡大できるものはしていきたいというふうに考えております。

菊地委員

ぜひお願いいたします。

こどもの国について

次、こどもの国についてお聞きしたいのですが、13年度、14年度、15年度の入場者の推移をちょっと調べてみました。どれも6万人前後で、若干ですが、年ごとに増えているのです。こどもの国の人気もなかなかのものだなと思っているのですが、小動物の数が13年度に比べると3分の1ほど少なくなっているのですが、そのことについて説明いただけますか。

(建設)庶務課長

小動物の数でございますけれども、15年度は種類が14種類で、数が96匹という形になってございまして、13年度はお話のとおり、16種の128匹という形になってございます。13年度、14年度、15年度という形でいきますと、14年度は16種の126匹と、13年度とさほど変わってございせんが、14年度、15年度から約30匹ほど、また2種類ほどの種類がなくなっています。これは飼育の方にも確認してありますけれども、主に自然死というのでしょうか、施設同様、小動物もかなり老朽化して、高齢化というのでしょうか、そういった形で老衰による自然死という形で報告を受けてございます。

菊地委員

こどもの国の高齢化というのは寂しいような気もするのですが、一つには小動物の触合いを楽しみに訪れる家族とかお子さんがいて、こどもの国の人気を保っている一つのケースだと思うのですが、補充については考えられないのでしょうか。

(建設)庶務課長

大きなヤギだとか、フラミンゴだとかというのは、ほとんど開設以来補充しないでございまして、ウサギだとか、セキセイインコだとかというのは、飼っている中で交配というのでしょうか、それで増えたということはあるのですが、ここ数年はそれも抑えています。と申しますのは、一つにはやはり先ほど申しました施設の老朽化、狭あいさということがございまして、これ以上の数の飼育は難しいということがひとつございまして。それと、今、小樽公園の再整備ということで、その検討課題の一つにも、今後のこどもの国の在り方ということもございまして。そういったことも関連しますので見合わせていると、それが実態でございまして。

菊地委員

今、小樽公園の再生化とこどもの国のことについて言われたのですが、広報おたる9月号にこどもの国を閉園しないという市民の投書がありました。ちまたでもこどもの国がなくなることがささやかかれていて、心配しているお母さんたちも多いのですが、市側の返事を読む限りでは、よく読めばこどもの国はもっともっとよくなって残るのが、悪く読めばいったいこどもの国はどうなるのだろうかという、どうでもよく読めるような返事だったのですが、実際のところはようになっていくのかなということをお聞きしたいのですが。

(建設)建設課長

今後のこどもの国の在り方というご質問でございますけれども、今、庶務課長が申しましたとおり、小樽公園の再整備の懇談会、5月22日から月1回の平均で10月2日まで5回終了いたしました。その中でも、こどもの国の在り方についてはたくさんの意見が出されております。一つとしましては、役割は終わったのではないかとのご意見もあります。また、今の形態ではだめである、形を変えてでも継続して残した方がいいのではないかとご意見もございませぬ。それで、行政側としましては、今後、公園再整備の検討を行っていく中で、こどもの国も重要と考えておりますので、方向性が出るまでもう少し時間をいただきたいと、そのように考えております。

菊地委員

役割が終わったという部分をもう少し説明していただけますか。どういうことですか。

(建設)建設課長

こどもの国自体、昭和45年の開設で、今までああいう形で進めてきておりますけれども、現代にマッチしているか、していないかという、それは人それぞれの意見があると思います。それで、施設としての老朽化、それが一番だと思います。それと、動物もあのように古くなってきておまして、今たくさんの自然死という形で迎えております。補充もできないような状況になっておりますので、今後こどもの国自体、いろいろなああいう形で子どもの今の動物のところもあれば、遊具の施設もあります。それをどういうふうにしていくかというのは、まだ方向性が決まっております。それで、皆様方からたくさん意見はいただいております。いい意見もたくさんあります。それをしん酌しまして、いいものであればそれを採用していきたい。それからまた、私どもの方も財政的な余裕というものがおりますので、それを加味しまして、どのような方向性に行きたいのかということをもう少し時間をいただければ、検討して、基本計画という方向に持っていきたいなと、このように考えています。

菊地委員

私も奉職時代、よくあそこに子どもたちと一緒に訪れたのですけれども、ここの近隣の保育園などはしょっちゅう来ているのです、子どもを連れて。それで、あそこは本当に小動物との触合いと、それから非常に安い100円玉1個で乗り物に乗れるという意味では、その辺がいつまでも人氣が衰えないところなのだろうなと思っていますので、そういう本当に庶民の楽しみを奪わない形で発展させる形でぜひ考えていただきたいということが一つ要望なのです。

それと、次世代育成支援を考える上でも、こういう近隣の幼稚園、それから保育園の子どもたちが訪れるという実態を見る限りでは、子育て支援課長いかがでしょうか、その立場でぜひ存続を、課長の方からも要望していただきたいと思うのですが。

(福祉)子育て支援課長

今、委員の方からもご指摘がありましたとおり、小樽公園全体を含めてなのですけれども、わりとあそこを中心にしめて、保育所だけではなくて幼稚園も多く点在しているということでは理解しております。もちろん公園ですから、幼稚園ですとか保育所だけではなくて、小樽市全体の子どもたちも集える場所ということで、今後いろいろな議論がされるのだろうというふうに私どもも思っておりますし、そういう意味では、子どもですから写生をしたり、ちょっと行って遊んだり、公園というのはいろいろな目的・用途に供される施設だということに思っておりますので、子どもが遊べる、親と一緒にいけるという視点からも、ぜひ今後検討をお願いしたいというふうに思っております。

新谷委員

住民基本台帳ネットワークシステムについて

それでは、住民基本台帳ネットワークシステムについて伺います。

この事業費の総額、それから2002年8月から稼働しましたが、その後、番号の変更、変換など市民のクレームはなかったのか、また、現在、受取拒否をしている人は何人が教えてください。

(市民) 田中主幹

住基ネットの構築総額なのですけれども、13年度から14年度で5,300万円使用させていただきました。それで、15年度に関しては、ランニングコストということで250万円を計上しています。それから、番号の変更なのですけれども、当初14年度からコード通知を始めたのですけれども、9がいっぱい入っているだとか、それから4が入っているだとかということで、番号変更された方がいたと思います。それから、受取拒否件数なのですけれども、36件です。それから、住民票コードの変更要求なのですけれども、199件になってございます。

新谷委員

それから、住基カードを発行しましたが、事務執行状況説明書では381件になっています。ちょっと少ないかなと思うのですけれども、これは人口比でいったらどのぐらいになりますか。

(市民) 田中主幹

15年度末で人口が14万5,674人おりまして、381件をそれで割り返しますと、約0.26パーセントになってございます。

新谷委員

それから、15年度の転入は4,777件だと思うのですけれども、カードを使用してきた人は何人いましたか。

(市民) 田中主幹

転入・転出の特殊な転入なのですけれども、15年度は1件もございませんでした。16年度で6月に1件ございました。

新谷委員

転出の場合は、改めてその転出届を送らなければなりませんね。カードは、使えないのですよね。

(市民) 田中主幹

転出する場合、この特殊な転出の場合なのですけれども、一定の書類に情報を書き添えていただきまして、郵送なり窓口へ届けるようにしていただき、実際には窓口に来なくてもいいわけでございますけれども、その例でそういうことをまずしていただきまして、転出される、例えば小樽市以外のところで住基カードを見せて、転入できるというしくみになってございます。そのとき、カードは小樽市以外のところで返すという形になってございます。

新谷委員

それから、先ほど公的個人認証サービスのところでも説明がありましたけれども、住基カードによる新しいサービスはほとんどないということによろしいですか。

(市民) 田中主幹

今のところ、国で電子証明を進めているところなのですけれども、住基カードを使ってやっていくというのが公的個人認証というところで使われておりますけれども、今のところちょっとまだこれからの国の動向ということで考えております。

(市民) 戸籍住民課長

少し補足させていただきますけれども、独自利用というのがございまして、他都市でも幾つかやられている例はございますけれども、まだ全国的に広がっているという状況にはございまして、小樽市も、そういった意味では独自利用についてはまだ手をつけていない状況にございます。

新谷委員

小樽市の機器のメーカーはどこで、これはどういう契約で行ったか、教えてください。

(市民)田中主幹

メーカーですが、日本電気株式会社になっております。それから、契約方法は随意契約になってございます。

新谷委員

この随意契約にしたということはどういうことですか。

(市民)田中主幹

小樽市の大型機械が情報システム課でやってございまして、情報システム課の協力を得まして、この住基ネットを構築したわけですけれども、その中で既存の住民基本台帳がNECで開発されたものでございまして、住基ネットに関しまして、この住民基本台帳とかなり近いところがございます、これがなければもう動かないということで、住民基本台帳が動いたら住基ネットに移動させていくという絡みがありまして、そういう形でNECにやっていただいたと。

それから、ほかのメーカーも何社か名乗りを上げてきましたのですけれども、そうなりますと、住民基本台帳の方からも最初から構築させなければいけないということで、かなり高価なものになるということでございます。それから、職員がする既存の住民基本台帳の方の操作も一から覚えなければならないということで、そういうことで随意契約でやらせていただきました。

新谷委員

それで、毎年、保守点検は250万円かかるということですね。

(市民)田中主幹

15年度は250万円計上させていただきまして、その後、今年度予算に関しては210万円ということで、それぐらい毎年かかっていくのかなと思います。

新谷委員

それから、これはほかのまちなのですけれども、福島県、これ埴町というのでしょうか、住基ネットにつながる端末を別の課で使用していたために、敬老会名簿にコード番号が記載されて1,500人分が流出してしまったということがありました。今のお話ですと、小樽市も端末が情報システム課ですか、そちらの方と一緒にしているということで、昨年の総務省の調査では、住基ネットが庁内通信網でインターネットと結ばれて、外部侵入のおそれのある自治体は800、その中に小樽市も入っていたわけです。今のところそういうことはなさそうですけれども、今後非常に不安になるのですけれども、これは絶対大丈夫ですか。

(市民)田中主幹

その外部利用ということで敬老会名簿に出たということですが、私どもは端末機、今のところは戸籍住民課と3サービスセンターでしか住基ネットは見られないようになってございまして、それも操作用のICカードを使って、パスワードを入れないとできないというしくみになっておりますので、ほかの課では直接絶対見られないという構築になっております。それから、いくら端末機がついていても、住基ネットは見られないという形になってございます。

それから、庁内LANを使って各部の端末機、住基ネットもそうです、インターネット経由もそう。情報システム課で今、庁内LANを使って住基ネットをやってございしますが、住基ネットからファイルの共有だとか、それからインターネット検索は一切できないようになっております。物理的には線ではつながっているのですが、絶対見られないようになってございまして、それから外部侵入に対するファイアウォールというのですが、それもつけてございまして、絶対ということは今は私は言えないのですけれども、そういうことで毎日監視しているところでございます。

新谷委員

それから、全国的に見て、住基カードの発行枚数が総務省が思ったより少なかったと言うのですけれども、この

辺の実態はわかりますか。

(市民) 田中主幹

住基カードの発行枚数が少なかったというか、国で予想したのとはちょっと少なかったかなというような回答があるのですが、小樽市としては市民証もございまして、身分証明書でかなり使う方が多うございまして、小樽市ではだいたいこのくらいかなと思います。国では情報通信とかやっていけば、またこれからも増えていくのかなとは思っていますけれども、ちょっと動向も見ていかなければならないかなと思っております。

新谷委員

総務省は目標が300万枚だったそうですが、初年度わずか25万枚ということで非常に少なかった。その理由は、先ほどお話をいただきましたサービスの新たな利用がないということと、あまりその利用価値がないということがその原因ということで、こういうニュースを読んでいますけれども、こういうふうには、これは沖縄の弁護士会で開いた日弁連のシンポジウムなのですが、その中でネットワークセキュリティコンサルタントの吉田さんという方が、完璧なネットワークは存在しない、個人情報漏れや書きかえられるなど訴訟を起こされた場合、市町村の責任は免れず、巨額の賠償金が必要となると、こういうふうには警告したという、これもニュースで見たのですが、こういったことから考えて、5,300万円を投入して、毎年、保守点検に210万円かかると、そして安全性も全く完璧ではないということで、住基カードの利便性もないということでは、これはやっぱり自治体負担でやっていく必要があったのか、私たちはもう反対でしたから、非常に疑問があるのです。そういう点ではどうですか。

(市民) 戸籍住民課長

金額的な面で申しますと、財源措置として国からの交付税措置もございまして、ちなみに住基関連につきましては1枚につき1,000円という交付税が、後の年度になってから交付されるということでございまして、丸々自治体が持っているということでもございませぬ。今申しましたとおり多少の負担はございますけれども、こういった住基ネットといいますのは、国の「e-Japan構想」という戦略というものを踏まえたものでございまして、そういったものが着実に実現されれば、国民の利便性が飛躍的に向上するというのも可能だということを見据えてのことではございますので、しかもそれについては国の方で法律を定めまして、法律にのっとって自治体もやらなければならないという状況にあるわけですので、たまたま今、普及率等があまり進んでいないということで、利便性に預かるということはちょっと大きな声では言えない状況にはございますけれども、今後そういった期待ができるということもありますし、いましばらく推移を見てみなければ、正当な評価、成果というものはまだ言えないのかなというふうな感じで考えてございます。

新谷委員

それについては確かに国の指導もありますけれども、しかし自治体としては離脱しているところもありますので、やはりこの点で小樽市はもう少し考えてほしかったなというふうに思います。始めてしまいましたけれども、今後やはり推移を見ていく必要があるなと思います。

住居表示関係の経費について

その次ですけれども、住居表示関係の経費なのですけれども、これの内容について説明願います。

(市民) 戸籍住民課長

これにつきましては、日常的に各街路の角に表示してございます何々町何番という、枝番まではつきませぬけれどもそういう表示板、それから各戸別1軒1軒につける枝番については、何番何号というものの表示板がはがれたなど、それから新築の場合には新しくつけなければならないということがありまして、そういったものの経費が大部分でございます。

新谷委員

これは今どのくらい全市でされているのですか。

(市民) 戸籍住民課長

平成15年度の実績で申しますと、居住番号の付定、それから街区の表示板、両方合わせますと年間だいたい1350件程度というふうな実績になってございます。

新谷委員

全市的にやっていくにはまだまだかかるのですか。

(市民) 戸籍住民課長

先日、議決いただきました望洋台4丁目、こういった新しい町名ができますと、そこに対しまして新しい街区表示をしていかなければならないということもございまして。それから、そういった新しい町名変更がなくても、日常的に街区の表示板がはがれたり、それから個々の家についている住居表示板がはがれたりということがございまして、そういったものについては常々補充していかなければならないというふうに考えてございます。

新谷委員

私も全市調べたわけではないのですけれども、桂岡へ行ったときに、例えば家しかないものですからわからないのです。暗くなって訪ねたりしたら、本当にたいへん失礼なのだけれども、懐中電灯で見なければわからないみたいな、そんなところがあるものですから、これは東京から転居して来た方が、例えば堀などにあれば非常に探すのに楽だと、初めて行くうちでも失礼がないと、こんなことを言っておりましたので、これはぜひこの事業を早めて、わかりやすいようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

街区表示板等をかなり大きなものにしたり、目立つものにしたりという工夫は、ほかの各自治体でもあるようです。そういったものを張る場合に、大概是電柱ですとか、そういった公共的なものであったり、それから逆に私的な所有物、個人の家そのものに張ったりということでございまして、いろいろそういう方の承諾をいただいたりということで、ちょっと難しい部分も実はあるのですけれども、表示の見やすさ、わかりやすさ、こういった面については追求してまいりたいというふうに思っております。

新谷委員

それでは、質問を変えます。保健所に伺います。

市民の健康状態と健康診査について

決算書の40ページの保健所使用料が、15年度は14年度よりも落ちていますが、その数字の比較と理由をお示しく下さい。

(保健所) 保健総務課長

保健所使用料の歳入の収入済額の関係でございましてけれども、15年度決算で215万7,420円の額でございまして。平成14年度が685万2,500円でございますから、約7割くらいの減少ということでございます。

この理由でございましてけれども、説明の欄に、15年度ですと処置料ということで、歯科以下書いてございましてけれども、14年度までは一般健診あるいは事業所健診です。一般健診と申しますのは、進学ですとか就職のための診断書を書くために受診される方、あるいは事業所健診の部分は労働安全衛生法に基づいて受診をされた一般健診・事業所健診がございまして。その部分のエックス線検査料あるいは血圧検査料、聴力検査、心電図、その他、その部分の使用料が歳入としてなくなっております。

新谷委員

今の答えにあった呼吸機能検査だとか心電図検査というのは15年度の予算書に載っていたのですけれども、これは予算書に載せたのだけれども、やらなくなったということですね。

(保健所) 保健総務課長

予算書の段階で、現在まだ残しております老人保健法での基本健診の延長線上で、いわゆる心電図ですとか聴力

検査、呼吸機能検査、そのようなものは残る可能性がありましたので、予算上残っていたけれども、実際には執行されなかったということです。

新谷委員

一般健診はもうやめたということで、例えば事業所などで働く人の健康状態はどういうふうに把握されているのでしょうか。

(保健所)保健総務課長

事業所健診、一般健診、どちらも一般の診療機関、病院あるいは診療所で受診が可能ですので、そういうところで受診されているということでございます。

新谷委員

それはわかるのだけれども、市民の健康状態をどういうふうに把握しているかということです。

(保健所)保健総務課長

従業員につきましては労働安全衛生法上の問題でございますので、私どもの所管ではないと思っております。それから、市民の健康ということに関しましては、40歳以上の部分の老人保健法での検診は、これは保健所で実施しておりますし、あるいは病院・診療所に委託しておりますので、その部分の変更はないと考えております。

新谷委員

そうはいつでも、去年は「健康おたる21」これを策定しまして、市民のいろいろな健康状態について策定しているわけです。ですから、そういう点でも市民の健康状態はどうか、これはやはり保健所の責任だと思えます。それで、改めてお聞きしますが、健康おたる21、この中に示されております年代別死亡率、3大生活習慣病、平均寿命についてお知らせください。

(保健所)健康増進課長

年代別死亡率についてはちょっと把握しておりませんが、平均寿命につきましては、小樽市の場合は男性が76.4歳、それから女性の方は84.1歳というふうになっております。

新谷委員

3大生活習慣病。

(保健所)健康増進課長

SMRという死因別の係数があるのですが、その中では悪性新生物は男性が117.5、女性が111.9、それから心疾患につきましては男性が134.8、女性につきましては120.0、それから脳血管疾患につきましては、男性が125.6、女性は116.0ということになっております。

新谷委員

ちょっとわかりづらいと思しますので、この状態が全国比又は全道比でどうかということでお示しください。

(保健所)健康増進課長

平均寿命の全国と北海道ということで比べますと、全国では男性が平均寿命77.7歳、女性が84.6歳、それから北海道では男性は77.6歳、女性は84.6歳、それから小樽市の場合は男性が76.4歳、女性の場合が84.1歳ということになってございます。

新谷委員

この健康おたる21で数字を見る限りは、市民の健康状態は本当によくない方だと思うのです。基本健診の受診率を資料として出していただきましたが、その前の13年度の基本健診は、これで見ますと35.3パーセントということなんです。15年度に至って、これはさわやか運河健診が有料になったということで落ちていると思うのですが、肺がん、大腸がん、それから食道がん、すい臓がんがり患率が高い、また、女性の乳がんが高くなっているということがこの中で示されていますが、この中の受診者推移表でない食道がん、すい臓がんについては検診率は下がっ

ていますか。

(保健所)保健総務課長

ただいまのすい臓がんあるいは食道がんにつきましては、私どもで今実施しておりますがん検診、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん、厚生省の基準によりまして基本健診の中に盛り込まれているものの中には入ってございません。食道がんについては、バリウム等で所見がある場合もあるでしょうし、すい臓がんについては、かなりその発見が難しいものと考えております。保健所で実施しております基本健診あるいは現在行っている5種類のがん検診の中では、それが網羅されてございません。

新谷委員

せっかくこの健康おたる21を市民の健康を増進させるためにつくったわけですがけれども、病気の早期発見ということがまず大事なことで、そのためには検診等大事だと思うのですけれども、そのためにどんな手だてを考えていますか。

保健所長

その辺は非常に重要なポイントだと保健所でも認識しております。それが単純に検診率を上げることによって達成されるかということ、実際これを分析していくとそうではなくて、そういう検診の率と、疾病にかかる率又は寿命との関係があるかということ、全然関係ないのです。要するに、基本的には自分の健康に関して自分が責任を持ってきちんと病院で受診するかどうかということだと思うのですけれども、実際保健所の15年度のデータを見ましても、異常が出た市民に対して病院で受診しなさいと言っても、約4割強の市民は受診しておりません。ですから、やはり自分の健康に対しての責任というよりも、もっと関心を持ってほしいというのが我々の考えなのですけれども。ではどうしたら関心を持ってもらえるか、それは健康おたる21の中でいろいろ網羅されています。それに取り組んで、あと七、八年後に結果を出さなければならないのですけれども、ですから自分の健康、それと関心を持ってもらう、さらに今一番重要なのは食生活による改善、いろいろあります。保健所はそういったものに対して取り組んでおりますけれども、簡単に一つのことで何かが達成されるというのは、非常に複合的な要素があるので、簡単には、早急には解決できないものであると考えています。

新谷委員

所長の今までの答弁を聞いていますと、検診率が高くなったから、検診率とり患率と関係ないとおっしゃるのですけれども、でもやはり病気を発見するためには検診が第一ですよ、それをしなければわからないわけですから。この乳がんの検診なのですけれども、乳がんが高いと言っているのに受診率が1けた台ということで非常に低いわけですよ。これに対して14年度は、事務執行状況説明書を見ますと自己検診のやり方、それも指導していたようですが、15年度は載っていません。ここはいくら自分の責任でといったって、やはり市民に対していろいろ啓発していかなければならないわけですから、この自己検診のやり方、こんなに受診率が低いのになぜ行わなかったのでしょうか。

(保健所)藤井主幹

乳がん検診の自己検診ですけれども、平成14年度までは、各健康教育のときに付随してやっておりました。15年度以降ですけれども、老人保健法による健康手帳、また、設定というよりも機会あるごとに個別対応という形で、説明・指導はしているところでございます。

新谷委員

健康おたる21の策定目的は、早死に、それから要介護状況を減少させて、平均寿命を延ばすということを目標にしております。先ほども言いましたように、小樽市民の健康状況はあまりよくないわけです。市民の健康を増進させて、病気を予防する上で、保健所のその役割は非常に大きいと思うのです。

長野県の佐久市では、小樽市とは人口も産業構造も違いますけれども、そこは保健センターだそうなんですけれども、

かつては脳卒中死亡率が全国一高かったと。しかし、循環器検診、受診の啓もう、それから定期健康相談の開設、いろいろな活動で死亡率を低下させております。市民意識の高揚を図るために健康教育や健康相談事業を実施して、誕生月の検診も行っております。1990年の国勢調査では平均寿命が男性が日本一、それから女性が11位とトップクラスになっているわけです。ですから、こういうような予防の業務をもっともっと充実させていくということが非常に大事だと思うのです。その点ではどうでしょうか。

保健所長

長野県の佐久市は世界的にも非常に素晴らしいところです。それは地域的なものもありますけれども、市民全体、また環境、そして一つの風土的なものがあって、非常に理想的です。たしか10年間で死亡率の低さはトップに変革できたまちだと思います。

小樽市、我々もそういったものをもちろん目指していますけれども、それがでは具体的にすぐ佐久市のようにやれるかということ、いろいろな条件があってこれは難しいですけれども、アイデアとしてはたくさんあります。ですから、今後10年間にわたって、現状よりもさらにもっと改善していきたいと思っていますけれども、では具体的に何をやれ、かにをやれといっても、やれる部分とやれない部分がある。佐久市も同じだとは思っているのですが、でも今、委員がおっしゃった佐久市の例は、私も去年に例を出したと思いますけれども、確かに非常に理想的な部分をいっているまちです。でも、すぐ佐久市と同じことを政策面でやれるかということ、やれない。その辺は保健所のいろいろなアイデア、我々のいろいろな知恵でもって、いろいろな対策などに取り組んでやっていこうと考えています。

新谷委員

アイデア、知恵ということで、それは非常に大事なことなのですが、実際の事務執行状況を見ますと、生活習慣病の予防のための健康教育は、15年度の実施状況は、14年度よりも半分ぐらいの回数しか開いていないのです。これはどうしてなのでしょう。

(保健所)健康増進課長

14年度より15年度の方が少ないという形なのですが、参加された人数からいたしますと、14年度は生活習慣病関係の健康教育ということで、120回実施しておりますが、2,922人ということになっています。15年度につきましては、回数は69回ということで減ったのですが、参加されている方は4,043人ということで、人数的には増えているような状況になっております。

新谷委員

人数は増えていますけれども、もっとこういう点で回数も増やして、市民の啓もうを図るとか、いろいろ努力を重ねていただきたいなと思います。

母子保健業務について

母子保健業務について伺います。

近ごろの子どもをめぐるいろいろな問題から、乳幼児期の健康診断はもちろん、子育ての面で母親学級や育児教室は本当に大事だと思うのです。15年度の母子保健業務を見ますと、1歳6か月児の健診、3歳児健診のときの心理相談が前年度よりも2倍以上になっていますが、これはどういうことでしょうか。

(保健所)江原主幹

1歳6か月健診及び3歳児健診におきまして、心理相談を希望されている方が増えている背景といたしましては、母親の中に、非常に子育ての不安をお持ちになる方が増えてきている。また、そのほかに、例えば今、児童虐待等が社会の新聞紙上とか、かなり言葉として状態が知られるようになってきております。こういうことで、実際には子どもたちを虐待しているというわけではないのですが、やはり自分の子どもに対して、虐待まではいなくても非常に否定的な感情を持ってしまうというような母親の悩みというのが一つあります。

それから、今はADHDとかLDとか、子どもの発達ないしは学習不適應を、年齢的には1歳半とか3歳ですとまだ早いのですけれども、どうもそういったような学習障害ないしは自閉とか、そういったような言葉が新聞紙上でたくさん出てきているということもありまして、子どもの発達に対して、今までは手のかからない子ということで済んでしまった形が、次第にうちの子どもはそういうような病態があるのか、ないのかということでも、母親の心配ということが増えてまいりまして、これが心理相談を希望される母親の増加というふうにつながっているのではないかと理解しております。

新谷委員

育児に対して非常に不安だということの反映なのですけれども、母親育児教室が15年度は一つにして183人、延べ420人でした。両親学級が前年度に比較して物すごく減って74人しかありません。14年度に比べてかなり落ちているのですけれども、これを一つにした理由と、それから参加人数が少ない理由はどのようにしてなのでしょう。

(保健所)健康増進課長

平成14年度につきましては母親学級と育児教室、別々で組んでいたような状況でございますが、実際に相談に来られる方というか、ある程度病院の方で母親の相談だとか何かというのを受けているような状況も把握しております。また、その母親学級それから育児教室、それを妊産婦それから子どもが生まれてからの子育てとか、そういった形の一連の中で一本で統一した形でやっていくということで、15年度母親育児教室というのを実施したところでありますが、その中で妊娠中の育児指導とか、それから育児の楽しさだとか、また、出産後のいろいろな中での仲間づくりだとか、そういったものができるような形で組んだというような状況でございます。

新谷委員

保健所の条例の中で、いろいろな業務について記載されていますよね。これから見ても、それから事務執行状況を見ましても、15年度は前年度よりも大幅に減っているところがあるのです。少なくなっております。これはなぜなのか。

予算的にもかなり不用額も残しておりますから、やはり予防だとか、それから母子の健康だとか、この条例に書かれています仕事、これをしっかりとやっていただきたいと思えますし、そのための予算づけも、保健所だけではこれは難しいのかもしれませんが、ぜひつけて、もっとこの病気についての啓もうだとか、母子の方だとか、いろいろ市民の相談に乗れるようなことをやっていっていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

保健所長

マイナスの部分ですごく言われますけれども、例えばまちかど健康相談というのは、これはたぶん全国的にもほとんどない全く新しいものを去年からやっています。それには医師はじめいろいろな関係者が出て、例えばそれは母子の関係もまちかど健康相談を行う。そういった場でもって現場に出て、実際いろいろな相談に乗っていきこうという、そういう試みは既にもうやっているのですけれども、ただいろいろな枠がある中でどれが一番効率がいいのか、どれが小樽にとって一番いいのか、我々はそれをいろいろ考えていることで、まちかど健康相談はそういう一つのユニークな方法で、これはだんだん数が増える。朝里地区、新光地区でも、かなりの評判を呼んでいる状態です。

ですから、これから保健所の建物の中でやるとかではなくて、実際現場に出ていって、そういった中で呼びかけてやる、そういうものを実際にやっております。もしそういった情報がなければ、保健所の方に来ていただければ、いろいろお教えすることができますと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

山田委員

除雪費について

それでは、除雪費に関してお聞きいたします。

まず、この除雪費、それにかかわる不用額、これが9,782万5,444円ということで各会計決算説明書に載っております。まず、この数字について、169ページ、よろしくをお願いします。

(建設)田中主幹

不用額につきましては、9,782万5,000円ほどになってございます。除雪につきましては、例年言っていますけれども、気象条件によりましてたいへん大きく左右される部分がございます。15年度につきましては、年末に向けて、11月、12月と非常に暖かい日が続いて、年が明けてからは例年並みの降雪がありましたけれども、結果的には3メートル93センチ、そして、今年の積雪につきましては99センチという形になりまして、天気等の状況によりまして9,700万円ほどの不用額が出たということでございます。

山田委員

これで個人的に感じることは、その大半を占める部分が何かロードヒーティングの整備、また、こちらの方の維持費がだいぶ加わっているのではないかなと思うのですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

(建設)田中主幹

今ご指摘されましたように、この内訳といたしましては、ロードヒーティングの維持費・光熱費が約4,900万円ほどございます。また、除排雪の委託料等につきましては、業者に委託している関係で降雪が少なく設計変更という形になりまして、それにつきましても約4,800万円ほどございまして、トータルで9,700万円です。

山田委員

また、12月の第4回定例会に、そこら辺は詳しくお聞きしたいと思います。

雪捨場の現状について

それではまず、15年度の雪捨場の現状について、場所、数、また利用方法。これは業者若しくは市民、その利用の方法、あと条件、どういう場所が条件にふさわしいのか。それと、やはり雪を捨てた後、夏場は解けますよね。そういった解けた後の後始末、そこら辺に関して詳しく聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

(建設)維持課長

雪捨場の現状ということで、まず場所というか、数です。それにつきましては、市民の雪捨場として、市の方で昨年度指定したところが5か所あります。そのほかに市民の雪捨場以外に、小さなところで道路管理者だけが利用しているところが10か所ありまして、合わせて市の方で使っているのは15か所ほどあります。

あと利用方法なのですが、今申しましたように、市民と道路管理者が両方使っているというやり方、そういうところについては比較的面積が大きくて場所がいいところに設けています、具体的に言いますと、中央ふ頭基部と手宮地区、ここは手宮1丁目でございますけれども、そのほか銭函地区にも設けています。あと望洋台の方には、ジャンプ台のあります望洋シャンツェの駐車場、小さいところなのですが祝津の豊井浜、この5か所を市民と道路管理者が両方使える形でやっております。そのほかに市が直接使っている小さなところを設けています。

雪捨場としての条件なのですけれども、まず基本的にはある程度大量に雪を運べる面積があるということと、あとそこに車で運ぶということがあるものですから、アクセス道路があるということです。言うならば住宅地の中を入れていくなれば、やはり騒音の問題等がございまして、アクセス道路があることということでもあります。そのほかに夜間などですと、トラックのあおりというのですが、捨てた後に音がするということがございますから、そういうことがないような場所。あと陸上であれば、雪をたい積した後、春先になると雪が解けて水が流れるということで、水の流れる先、流末がきちんと整備がされているかどうか、そのような場所を見て、雪捨場がいいのかどうかということなどを考えております。

春先の雪が解けた後の処理ということで、それにつきましては海に投げている部分がありますけれども、港に捨てている部分につきましては、指定処理しているところにつきましてはしゅんせつを行っております。そのほか陸上につきましては、解けた後にそのごみ処理、そういう形で後処理を行っております。

山田委員

後始末ということで、幸1丁目の施設があるのですが、そのところはごみの処理がされていないという状況がありますので、今後そこのごみの除去をよろしくお願ひしたいと思います。

また、量に関して、次にお伺ひいたします。事務執行状況説明書の中で運搬排雪、この中で貸出しダンプというのが含まれていると思いますが、決算書の中では排雪量40万9,446立方メートルで、運搬排雪の61万6,069立方メートル、ここから差し引いた部分が貸出しダンプで利用された部分でしょうか。

(建設)維持課長

40万9,446立方メートルという数字につきましては、これについては業者委託ということで、民間に委託してトラックで排雪している量でございます。そして今、61万6,000立方メートルというのは総トータルなのですけれども、その中には貸出しダンプの量と、そのほかに市の直営の班が1班ございまして、その部分を含んで、この差については貸出しダンプのほかに直営の作業が行われている部分の量を含んでおります。

山田委員

そういったような貸出しダンプ、先ほどもありましたようにボランティアを利用した老人住宅の除雪、こういうのも含めていると思いますので、なるべくなら市民の負担のない、こういうような利用方法をお願ひしたいと思います。

次に、通常であれば、そういう除排雪の雪を海に投棄しているのが大半かと思いますが、土地を借りてそこに投棄する場合、その土地の賃貸料とか、そういったものがありましたら、お聞かせ願ひしたいと思います。

(建設)維持課長

平成15年度の除排雪の中では、先ほどの市民の雪捨場5か所を指定しておりますけれども、そのうち、本来ですと公共の用地とか、市の用地で処理することが望ましいのですけれども、広い土地がない場合については、いろいろと情報があつた中で市民の方に情報をもらって、地先と交渉して、そういう雪捨場を設けていまして、今回5か所のうち2か所、民間の方の土地を利用させてもらって、雪捨場として利用しております。

それで、土地の金額についてなのですが、当然地権者がございますので、買うということであれば、そういう土地の価格というのはいろいろな土地の価格とかという、そういうことで交渉するのですけれども、借りるといふことなものですから、これは当然地権者と会っての交渉でございます。その中では我々としては無償で貸してもらふというのが一番いいのですけれども、場所によっては無償ということではなくて、やはり賃借料を欲しいということのお話の中でやっております。その中では当然我々も税金で支払うということなものですから、交渉の中では、通常の支払うべき金額よりも安い形で交渉して使用させてもらっております。

山田委員

無償で借りられるところがありましたら、私も協力して探していきたいと思ひます。

次に、市民周知という意味で、例年であれば12月に広報などを通じてこういった形でお知らせすると思うのですが、まずその方法と時期と、また、内容について変わりがないかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

(建設)維持課長

当然先ほど言いましたように、雪捨場については市民に利用してもらう部分がございますので、その周知を行っているところですが、例年除排雪の計画につきましては市民の関心事ということで、広報おたるの12月号に、毎年除排雪計画ということで皆さんにお知らせしております。その中で、毎年雪捨場の位置については変わることもございますものですから、その中に雪捨場の場所、あと使える期間、使える時間、それぞれの場所によっていろいろと条件が異なるものですから、そういうものをお伝えしまして、あと利用されるときにはごみ・木片などがまじらないように、そういうまじった雪については持ち込まないようにということも周知を図っているところがあります。これについては広報おたるのほかにも、12月の初めに、町内会長と国・道・市を含めた道路管理者の関連の機関とが一堂に会して打合せをする場もありますので、その中でも同様の周知を図っているところがあります。

山田委員

本当にあと2か月もすれば、また除雪という北海道特有の、そういう行事があるわけです。先般、雪の訪れですが、利尻富士に雪を見ました。最後に、今年度も同じような場所で雪捨てをされるのか、もし変わるところがあれば、それもあわせてお願いします。

(建設)維持課長

16年度の除排雪については、最終的にはまだ決まってははいないのですが、雪捨場については、いろいろと陸上の雪捨場を模索しているところがございますけれども、先ほどいろいろ雪捨場としての条件の中、情報を聞きながらやっているのですが、なかなか適当な場所がまだ見つからないという状況です。昨年度の5か所の市民の雪捨場の中に、やはり市の土地であれば市の都合でということになるのですが、民間の土地であれば、当然民間の方のご都合もございますものから、毎年のお話しの中でやらせてもらっているところがございます。今借りている部分の一部については、相手方から利用はできなくなるということのお話も聞いておりますので、変更が生じる可能性もあるということでお話を聞いています。

山田委員

ある程度そういった形で民間の方に協力していただけるように、また、幸1丁目の造成地も何か新しく造成工事もなされたということも聞いておりますので、その点また、除排雪の配慮をよろしく願いいたします。

小前委員

公営保育所の民間委託化について

市営の保育所についてお伺いいたします。

市営保育所が7か所、民間に委託されるという報道がございましたのですが、これはいつをめどに、どのような形で実施されるのでしょうか、お伺いします。

(福祉)子育て支援課長

公立保育所は、現在7か所ございます。この委託化につきましては、昨年年第2回定例会の中でも市長の方から答弁しておりますが、運営委託について今後も検討してまいりたいということで答弁させていただいております。

ご承知のとおり、平成15年度から委託の形が新たに指定管理者制度という形になりまして、その中身で申し上げますと、一般公募あるいは指定管理者の選定、そういった基本的な基準といたしますが、そういった考え方をまとめたからの具体的な作業になるかというふうに考えております。現状、担当課、私どもの方で、指定管理者を選定するに当たっての公募の仕方、あるいは指定管理者の範囲、そういった部分につきましてはの研究を進めている段階

ということでございますので、ちょっと今の段階でいついつから始めるということではございませんけれども、そういった制度の中で市としての考え方をまとめた上で、今後は進めてまいりたいというふうに考えております。

小前委員

市は民営化することで、幾らぐらい節約になるとお考えでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

基本的には保育所の運営というのは、従前ですと国の運営費、それから道の負担金ということで、総枠的には市が4分の1、道が4分の1、国が2分の1という、そういう仕切りで長年にわたって進められてまいりました。ご承知のとおり、今年度から、公立保育所については一般財源化になったという中で、その経費の部分についての積算の仕方というのが、ある意味ではちょっと比較しづらくなってきたという面がございます。民間と公立との比較という部分での比べ方がちょっと難しくなってきた状況はございます。

ただ、公立と、現在もございます民間の保育所と比べた場合、市の方で負担しなければならないお金、一般財源の部分で申し上げますと、これは間違いなく公立の方が経費的にはかかっているというのは、事実でございますので、そういったことも含めての検討になるうかと思っております。

小前委員

よろしく願いいたします。

生活保護世帯への医療扶助について

次に、小樽市の生活保護費の総額は81億5,000万円とのことですけれども、このうちの医療費の占める割合は幾らで、何パーセントぐらいになりますでしょうか、お尋ねします。

(福祉)保護課長

医療扶助費の決算額が43億7,000万円程度でございますから、構成比としまして、医療扶助は53.59パーセントという数字になります。

小前委員

物すごく大きな金額だと思います。これが三位一体改革で、国からの補助金が4分の3から3分の2に変更になるというような報道を聞かされておりますけれども、そうなりますと小樽市の負担増は幾らぐらいになりますでしょうか。

(福祉)保護課長

一応決算額で試算しますと4分の3、従前どおりでございますと決算数字も出ていますけれども、81億5,000万円に対して市負担は17億7,000万円。これが3分の2になりますと24億3,000万円ということで、差引き6億6,000万円ほど市の負担が増すという数字になります。

小前委員

この金額が小樽市で払えるかどうかという質問は、明日の総括で改めて財政部にお尋ねしたいと思います。

次に、生活保護1人当たりの医療扶助費は幾らになりますでしょうか。

(福祉)保護課長

生活保護人員の1人当たりの医療扶助費でございますが、15年度で見ますと92万6,000円程度になるうかと思いません。

小前委員

私も調べてみましたのですけれども、この小樽市の医療扶助費は道内一高いということがわかっております。この高い理由は何だとお考えでしょうか。

(福祉)保護課長

15年度末で3,170世帯が保護を受けてございます。その中で世帯類型別に見ますと、高齢者世帯が今申しました3,

170世帯に対しまして、1,559世帯の49.2パーセントということで、約半数を高齢者の方が占めていると、これも一つの要因かなと。さらに病院及び病床数が、後志地区管内だと当然多うございます。そういうこともあって、そういう環境の中でどうしてもそういう病院にかかる。それから、高齢者だけではございません。傷病障害世帯もございまして、入院している方もおられます。そういうことで、当然こういうように医療扶助費が多くなっているのかなというようには考えてございます。

小前委員

高い医療扶助費を抑えるために、小樽市はどういう取組をなさっているでしょうか。

(福祉)吉岡主幹

医療扶助費の適正化のためにどのような取組をしているかというご質問でございます。

主なものを説明させていただきますと、まず診療機関から上がってまいりますレセプト、これ枚数にしまして年度およそ10万枚になるのですけれども、このすべてに対しまして、委託業者及び嘱託の医療事務担当者による内容チェックを実施してきております。これにより、内容に誤りのあるものにつきましては医療機関に送り返しまして、再審査を依頼いたします。その結果、過誤調整と言っておりますが、内容の誤りが是正されまして、毎年度、ここ5年間平均で3,000万円台での請求額の減額という効果につながってきております。

また、医療機関からの療養についての要否意見書、それからレセプト点検を通じまして健康保険による給付ですとか、精神保健福祉法あるいは結核予防法の適用がされないのかという、医療扶助を実施する前に優先して使える他の法律、施策がないのかという部分につきましても、その都度調査を行いまして、その積極的な活用に努めております。

さらにまた、平成14年度からは頻回受診者、これはいわゆる外来患者で診療日数が過度に多い状態が続いている患者、そういう方に対しましては医療機関及び嘱託医と連携をとりまして、適正な受診指導を行う取組も行ってきております。

このほかにも、日ごろからケースワーカーによります各受給世帯への訪問調査、その他随時の面接の中で、例えば医療機関の同一疾病による重複受診はできないことですとか、自己判断で通院あるいは服薬をかってに中止してしまうと病気を結果的に再発、さらには悪化させて、けっきょくは医療扶助の長期化という、そういうふうな結果をもたらすことにもなりますので、通院中は主治医の指示をきちんと守りまして療養効果を上げることなど、そういうことを受給者に対しては常日ごろから指導してきております。

このほかにも細かいものを含めまして、さまざまな角度から総合的に医療扶助費の適正化に向けて取組を行っております。

小前委員

10万枚ものレセプトをお調べとは本当にご苦労さまでございます。そのような取組によって成果は上がっているのでしょうか。5年間の何か実績があれば、パーセンテージでお教えいただきたいと思っております。

(福祉)吉岡主幹

各種の取組による成果ということでございますが、先ほど申しましたレセプト点検効果の実績部分では、毎年度平均3,000万円の額として示すことができます。ただ、そのほかの部分につきましては、額として示すことが困難でございます。

それで、結果として、この5年間の生活保護人員1人当たりの医療扶助費がどのように推移してきたかということでお答えしたいと思います。1,000円単位で申し上げます。平成11年度が112万1,000円、平成12年度104万3,000円、平成13年度97万5,000円、平成14年度94万円、平成15年度92万6,000円となっております。これを今ご指摘のありました割合で示しますと、平成11年度を100といたしまして、平成12年度は93.0、13年度87.0、14年度83.9、15年度82.6と年々少しずつ下がってきておりまして、11年度から見ますと、15年度では17.4ポイント減少しております。こ

れにはご承知のとおり、平成12年度から介護保険制度が施行され、それまで医療扶助の分野であったものの一部が介護扶助での支出に移っていったという、そういう面もございます。しかし、それとあわせて、先ほど申し上げました医療扶助適正化に向けての私どもの取組も、また、着実に効果を現してきた結果であると考えております。

小前委員

ありがとうございました。なおいっそうの努力をお願い申し上げます。

吹田委員

中高齢者総合健康増進プログラム事業について

中高齢者総合健康増進の関係で質問したいと思います。小樽市の人口ですが、50歳以上では51パーセント、いわゆる2分の1が50歳以上になっています。国では、2010年には成人の2分の1が50歳以上となると言われておりますが、小樽の高齢化はまさに先進都市ではないでしょうか。つきましては、中高齢者総合健康増進プログラム事業について、その主な内容を聞きたいと思っております。

(保健所)健康増進課長

中高齢者総合健康増進プログラム事業についてでございますが、おたる健康総合大学として実施しておりまして、おおむね50歳以上の方を対象といたしまして、できるだけ元気な生活を送って社会参加をしていけるようなことを目的といたしまして、心と体の健康づくりといたしまして二つのプログラムを組んでおりますが、ストックウオーキングや水中ウオーキングなどの身体的プログラム、また、陶芸や絵手紙などの文化的プログラム、これで構成いたしまして、15年度158名の方が修了しております。

吹田委員

このプログラムの事業でございますけれども、今後どのような広がりを持たせるのか。これで終わるということにはないと思っておりますけれども、その広がりを持たせる部分、また、他の施策とどのような連携を図るのかについて、考えがあれば聞きたいと思っております。

保健所長

確かに、その部分は非常に今後重要な課題だと考えています。現時点で今年2年目ですけれども、まずこれは所期の目的として、参加者、参加する「学生」と我々は呼んでいますけれども、個々が身体的にある程度どんどん強くなってきて、また、身体的にどういうふうになれば健康になれるかを学ぶ、それとあと精神的・文化的なものを学ぶ。ですから、個々の中高齢者が元気になるというのが所期の目的なのですけれども、これからはそういう個々の元気な中高齢者だけがが増えても、それは意味がない。それがいかにこの小樽のまちの中に浸透していくか、そういうのが非常に重要と考えています。ですから、今後はそういった中からボランティア的な活動をするグループとか、また、自分たちが会得した、そういうところの周辺にいろいろまた小さなグループをつくって、いろいろ教室を開いていく。

実際見てみますと、文化的プログラムは非常にいいものがありまして、非常にいい講師が多いです。ですから、そういった中で学べるものは、たぶん従来のものではないものを皆さん学んでいると思うのです。それがまち全体に広がっていくことによって、今後の高齢者中心の小樽のまちが非常に元気になっていくというか、本当に健康的になってくる。先ほど新谷委員が言いましたけれども、佐久市がその一つのモデルだと私は考えていますけれども、まち全体が行政の力というよりも、市民全体がそう変わることによって、もう自動的に歯車が回っていく、それが一つの理想と考えています。

具体的には、来年度あたりから、ある程度会得した学生たちが、教育の中で技術を得た学生たちが、施設の高齢者に寝たきり予防だとか、そういった者のためにそういったものを一緒に指導していただくか、又は転倒予防のためのいろいろなものやっていく。それは学生たちというか、参加している市民の皆さん方が、ボランティア的に

そういった動きが今後出てくると期待しております。

吹田委員

市民の皆さんのためにも、ぜひとも今後も庁内の関係部局がしっかりと連携をした施策の推進をお願いしたいと思えます。

高齢者に対する防災対策等について

続きまして、高齢者に対する防災対策等についてでございますけれども、小樽では高齢化がますます進んでおりますが、先日の台風18号により、一番気になります独居老人世帯が小樽では6,000世帯ほどございますけれども、また、老人世帯は約8,000世帯と言われておりますが、台風の関係で皆さんの生活に影響や被害はあったのでしょうか、まずお聞きしたいと思います。

(福祉)地域福祉課長

台風18号によります独居老人あるいは老人世帯、災害弱者の被害状況ですけれども、福祉部としては福祉部所管の建物等について調査いたしましたけれども、特別な調査はしておりませんが、防災担当の方から一括集約した資料をいただいておりますので、それでお答えいたしますと、人的な被害を受けた方とけがをなされた方というのが41人いまして、そのうち独居あるいは老人世帯の区分はわかりませんが、高齢者65歳以上の方は15人いたということです。それから建物、一般住宅でございますが、全体で871軒が被害に遭われたということですけれども、この住宅につきましては、世帯の年齢区分という、そういう区分はしておりませんので、総数しかわからないということで聞いてございます。

吹田委員

今回の台風18号の被害を教訓にして、日ごろから安心・安全なまちづくりを目指すべきであると考えますが、特に力を入れるべき施策を防災の観点から考えていましたら、お聞かせください。

(福祉)地域福祉課長

市の防災計画の中では、福祉部の役割といたしまして独居老人や障害者を把握し、災害時における救助体制を確保するという、部としてそういう役割を担っております。それで、まずは災害弱者といえますか、そういう方々がどこにどのくらいいるのかという、こういう押さえがまず必要だろうというふうに考えております。

そういうことで、今年5月に民生委員が実施しました世帯実態調査というのがありますけれども、その中で独居老人がまず6,011人いたということで、そういう方々に直接民生委員を通じまして、あなたは大雪などの災害があった場合に、市の方からリストをつくって、電話をしたり安否確認したりということで考えているのですけれども、そのリストに載せていいですかということで調査をしていただきまして、6,011人のうち2,730の方がそのリストに載せてほしいということでお答えになっています。

逆に言うと、3,000人以上の方は載せないでいいということなのですけれども、現在その2,730人の方の名簿づくりをし、福祉部だけではかないませんので、そのデータを防災担当あるいは消防等と共有いたしまして、先ほど言いました、どこにどういう方がいるのかというデータをつくらうということで着手中でございます。

吹田委員

この15年度の各会計決算説明書の中で、「うるおい・生活・快適プラン」という項目に載っている平成15年の主な事業の中に救急救命士の養成という部分がありますが、このような突然に襲ってくる自然災害時には、ふだんからの人的な備えが重要であると考えております。そこでお尋ねしますが、こういう観点からですけれども、救急救命士の配置や今後の計画について、関係のところがありましたらお聞かせください。

総務部長

救急救命士は消防の所管なので、ちょっと私の方からは詳しいお答えはできませんけれども、先般救急救命士の養成には力を入れていこうということで、どこにどういうふうにして配置していくかというようなことは承知して

いませので、後ほど消防の方によってお知らせしたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

吹田委員

小樽の人口は65歳以上は26パーセント、また、60歳以上は34パーセントになっております。現状から、高齢者を守る防災に強いまちづくりはたいへん重要と言えます。ぜひともしっかりとしたソフト面、ハード面の充実や、日ごろからの訓練、関係機関との連携などをよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

不法投棄監視パトロールについて

まずは、不法投棄監視パトロールについてお伺ひいたします。

改めてですけれども、このパトロールに対して費用というか予算はどれほどついていて、その内容として人員がどれくらい配置されているのか、車が何台配置されているのか、また、パトロール時間等を教えていただきたいのですが。

(環境)管理課長

15年度決算になりますけれども、監視パトロールに係る経費といたしましては、349万7,000円ほどでございます。人員でございますけれども、現在嘱託で3名採用してございまして、嘱託職員ですから、勤務時間が我々の4分の3ということです。常時いるわけではなくて、3人のうち平日2人が通常いるというパターンです。車の台数につきましては、ワゴンというのですか、バンというのですか、それを1台持っております。

勤務時間ですけれども、8時50分から、我々と同じですから17時20分までの勤務時間になっています。

森井委員

その中でそのような形で、パトロールされていると思うのですけれども、実際に検挙したとか、そういうことに遭遇したということ、こちらの方も改めてあれば、15年度について教えてください。

(環境)管理課長

この監視パトロールは平成13年度からスタートしてございまして、平成13年度は、犯人といいますか、その投棄者を特定したケースが8件ほどございます。それで、14年度につきましては4件、15年度につきましては2件の犯人を特定いたしまして、その者に不法投棄物を回収させてございます。

森井委員

ほかにも巡回していると、いろいろな場所に不法投棄されているところ、現場とかを見ることがあると思うのですけれども、それに対しての件数とかは何かクローズアップされたりしていますか。

(環境)管理課長

先ほど言ったように勤務時間は日中なのですけれども、現実の不法投棄の多くは夜間に捨てられていまして、現状として投棄した者に実際そこで出会ったということにはございません。ただ、今年度に入りまして通報がありまして、それに対して監視パトロールが速やかに出動したわけなのですけれども、その中では速やかな処理だったものですから、直接的には犯人とは接触はできなかったのですけれども、警察とタイアップした中では犯人をすぐ特定できたというケースはございました。

森井委員

そのような警察との連携というのもたいへん重要だと思うのですけれども、不法投棄されてしまった後にという、今、後手になっているのが現状ではないかなというふうに私は認識しているのですが、そういう認識が基本的に間違っていないということによろしいですか。

(環境)管理課長

基本的にその監視パトロール業務のどこに力点を置くかという問題もあるのだと思うのですけれども、これはいろいろ今後検討していかなくてはいけない部分は確かにあるかと思えますけれども、私どもとしては監視パトロール自体を、あくまでも廃棄物の調査をしたり、だれがそのごみを捨てたのかということ調査した上で、投棄物自体をそこにずっと放置できないという状態があるのであれば、それは当然回収していかねばいけないということなものですから、それは両方とも本来的に業務だというふうに考えております。

森井委員

これももう一度改めてお伺いしますけれども、その囑託職員3名で車で回っているその業務内容は基本的には何になりますか。廃棄物の調査、捨てられているものの調査がメインということになってしまうのでしょうか。囑託職員に、ほかにもこういう仕事をしてくれという、仕事の内容を教えてくださいたいのですけれども。

(環境)管理課長

基本的に監視パトロール車でございますので、市内で不法投棄がよくされる場所を巡回しているという状況なのですけれども、そこに対しまして、まず基本的に落ちているものを調べると。ただ、このごろは、自分の名前を書いた部分を一緒に捨てるという方もなかなかおられないという現状もあるのですけれども、ただ我々としては、あくまで捨てた方を特定したいということです。

ただ、先ほども言いましたとおり、それだけではそこに物を置いていくという状態になるものですから、そのバンの車で、回収できる物につきましては回収しているという状況でございます。それが業務といえば業務だというふうに考えております。

森井委員

先ほどの8件というのも、廃棄物の調査の中でその所有者が特定できたということによろしいですか。

(環境)管理課長

そうでございます。

森井委員

こんな言い方を本当はしたくはないのですけれども、この349万7,000円という費用を使ってこういう調査とかを行っている、これをよくこういう委員会とかの場では費用対効果というような話が出るのですけれども、費用対効果という考えの下で考えられた場合、これに対しての見解があれば教えてくださいたいです。

(環境)管理課長

先ほども言いましたとおり、犯人を特定したいのだという中で監視パトロールを行っていますけれども、一方でごみの回収をしているという部分もございます。ただ、手に負えないごみが投げられている箇所につきましては、管理者と連携した中で協力しながら回収するわけございまして、そういう部分で対応しているという状態です。

費用対効果につきましては、基本的な考え方として、私どもとしてはそのパトロール車がいかに市民の方々にPRされていくのか、こうやって回っているのだよというPRがされているのか、そういう中で、今回10月の市の広報を通じまして、特集みたいな形で組んでいただきまして、不法投棄を4面にわたりまして我々もアピールしていくと。その中でも監視パトロールの部分の業務を入れまして、こういう部分でアピールしていこうと。これはあらゆる機会を通じた中で、こういう監視パトロールを強調していくことによって、効果が高まっていくだろうというふうに私は考えてございます。

森井委員

今話されたとおりで、検挙をするためにとか、当然そういう権限もないでしょうし、警察でもないですから、そういう検挙するためにその方々を雇われているわけでもないと思うのです。また、それがすぐ防止につながるかという、それもなかなか難しい。つまりは小樽市としてのPR、また、小樽市はそういうふうなことに對して意識

して頑張っているのだということが高めるとか示すために、そういうふうなパトロールとかというのを行われているというのはすごい大きな役割ではないかなと。もちろん廃棄物の調査であったりとか、回収ももちろんその車でというようなことではあると思うのですけれども、大きな目的は今おっしゃられたとおりではないかなというふうに思っています。

その中で一つ聞きたいことがあるのですけれども、現在、小樽市で所有されている車、特にパトロール、例えば道路パトロールとかいろいろなパトロールがあると思うのですけれども、突然ですけれども聞きたいのですけれども、建設部又は水道局とか、それぞれで車を所有されていると思うのですが、どれだけの台数を所有されているのか教えていただきたいのですけれども。

(建設)維持課長

建設部の方では道路パトロールということで何台か車を所有しておりますけれども、道路のパトロールとしてはジープのパトロール車が4台です。

(水道)総務課長

水道局としても持っていますけれども、作業車とかタンク車入れますと40台近く。

委員長

パトロール車はあるのですか。

(水道)総務課長

パトロール車は1台です。

(市民)青少年課長

交通安全の普及啓発ということで、セットカー1台を持っています。

森井委員

今聞いただけでも水道局が40台と、それから建設部の方で4台、市民部が1台、45台あるのですけれども、それはもちろんそれぞれの業務に伴って使われていると思うのですけれども、先ほどお話しされたように、これは環境部としてということではなくて、小樽市として真剣にそういう環境を、それぞれの課とかそういうことを隔たりなく、少しでも不法投棄を減らしたいという気持ちの中で取り組んでいきたいという思いが全職員に伝わっていれば、例えばそちらの方に何かしらのスケジュールというか、ボランティア的になってしまいますけれども、週に何回はこちらの方の課で回っていただきたいとか、又はこちらの方で、特にパトロールという形で建設部とか水道局に1台あると言っていましたけれども、たぶん赤色灯と言わないですね、黄色いのを何と言うのかちょっとわからないのですが、そういうランプがついているものとかを使われていると思いますので、特に今後夜間パトロールとかということも業務としてかかわっていくときに、改めてその黄色の赤色灯、済みません、名称がわからないので、それがついているものを、また、改めて購入してパトロールをするというのはなかなか難しいことなのかなと。そういうのをそちらの方の車を借りたりとか、又は職員の方々に手伝っていただいたりということで、小樽市全体として不法投棄を防いでいこうと。それももちろん先ほど言ったように、検挙とか防止ということ以上に、市民の方々にPR、又は不法投棄をしようとしている人たちに、小樽市はそういうことはさせないよというイメージアップにつなげるために、そういうことをすることができるのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

(環境)管理課長

委員のおっしゃる部分というのは非常によくわかります。私も、不法投棄につきましては横の連携が大切だろうというふうに考えている部分がございます。そういう中でもって、5月以降になりますけれども、不法投棄に対しましての庁内連絡会議をつくりまして、数回ここで打合せをさせていただきます。この中で、いろいろと不法投棄についてのある意味で勉強会的な部分も含めてやっている部分はあるのですけれども、そういう中でそういう今お

っしゃられた提案部分を吸収できるのか、できないのか。いろいろ勤務時間だとか、それぞれの本来業務としての部分というのがございますので、そういうことができるのかどうか。恐らくなかなか難しい困難な部分はあるのだろうというふうに考えますけれども、そういうことも話してみたいなと。

そして、車のお話なのですけれども、夜間パトロールを我々が実施しようとしているのが、基本的に委託をかけた今考えよう。市の職員ではなくて委託者でもって、委員のおっしゃられた赤色灯とかどうか私もわかりませぬけれども、そういう部分を導入しながらアピールしていこうと。なかなか夜間の部分について、市の職員が臨時的に、例えばある一定の期間をやるというなら、それはそれで成り立つ話なのでしょうけれども、恒常的にやるのは週一遍、今、夜間パトロールを考えているわけなのですけれども、その夜間パトロールが週一遍という中では委託を考えているものですから、その車の部分については他課のという話にはならないのではないかなというように考えますけれども。

森井委員

今、私の方の話聞いていろいろな思いがあると思うのですけれども、返答できる範囲ではあるとは思いますが、やはり小樽市の中で不法投棄されたくないという気持ちは、環境部だけではなく市の職員、市民みんな同じ思いだと思いますので、このあたりのことを踏まえて今後の検討につなげていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(環境)管理課長

今、委員のおっしゃられた気持ちは非常に私もわかります。ですから先ほど言ったように、あくまでも横の連携を大切にやっていきたいというように私どもも考えてございます。そのために実績として、現実に豊井浜の部分だとかも連携しながら、おかの部分は例えば維持課がやります、海岸部分は私どもと経済部でもって現実は監視パトロールで拾えなかった部分が非常に多かったものですから、そのほかに契約管財課等と連携しながら、私どももやっていきたいというふうに考えてございます。

森井委員

では、この質問はこのぐらいにしたいと思います。よろしく願いいたします。

雪捨場について

では次に、お伺いしたいことがあるのですけれども、先ほど自民党の山田委員からも雪捨場のお話が出たのですけれども、このことについて。私の場合は、やはり海に投棄されている部分がとても気になる場所ですので、海のエリアに捨てている範囲というか、どの距離、どのぐらいの範囲、これも一応改めてお伺いしたいのですけれども。

(建設)田中主幹

海域についての雪捨場の関係でございますけれども、これにつきましては、いろいろと議論をこれまでもさせていただいているわけでございますけれども、今、場所につきましては、中央ふ頭基部、それと北浜ふ頭部分と、もう一部色内地区、3か所の海域の指定場所に捨てられています。

森井委員

そちらの方に雪を捨てる業者とか市民というのはどの範囲かというのは区切られていますか。

(建設)田中主幹

市民が捨てる場所といたしましては、勝納の1か所があります。あとの2か所につきましては、市の方で使っているわけございまして、市民としてはその勝納の1か所のみです。

森井委員

その業者としてとか、市としてと言えいいのですか、市としては至るところからそこに捨てに来ているわけではないですよね。どこか距離とか、例えば10キロメートル以上からでも来られるとか。だから、そういう何か基準

とかがあれば教えていただきたいのですけれども。

(建設)田中主幹

地域的には市内、市民はどこから来るかといいますと、市民につきましては、全部それぞれ近いところ。先ほど言いました海域以外に4か所ほど市民の雪捨て場がありますけれども、それ以外で市としてやる部分とか国・道、そういう形の排雪が相当量入っている状況です。地域的には市内4か所分けておりまして、それぞれのエリアという形の中で行っておりますけれども、持ってくる雪につきましては、近い場所でそこを利用するような形にはしてあります。

森井委員

では、海の方に捨てにくるところはここからというふうに決まっているわけではないのですよね。いろいろなところから捨てに来ると。

(建設)田中主幹

はい。

森井委員

それで、もう一つお聞きしたいのですが、こちら確認という意味でなのですけれども、雪を海に捨てている状況ですと、どうしてもしゅんせつを後で行わなければいけないと思うのですけれども、しゅんせつに対する費用というのはどれぐらいかかってくるのでしょうか。

(建設)田中主幹

それにつきましては、640万円ほどでしゅんせつをしております。

森井委員

昨年の予算特別委員会のときなのですけれども、そういうふうに海に捨てられている状況は、やはり環境上問題もありますし、自分としてはそのしゅんせつ費用というの、もちろんしゅんせつというのは港湾とかいろいろな事業で行わなければいけないですが、要するに雪を捨てているという行為によってしゅんせつをせざるをえないという費用で、ある意味無駄と言えいいのか、そういう必要のない費用なのかなと、陸に捨てればそれは要らないだろうというふうに思うのですけれども。そのしゅんせつ費用とかを運搬費用とかに切り替えて、そういう陸地における候補地とか又はシミュレーションとか、何かそんなようなことが行われていたら教えていただきたいと思うのですけれども。

(建設)田中主幹

実際に今はしゅんせつ費用がございまして、それをどこに置き替えるという形のものはないのですけれども、実際に海に捨てたとなりまして、その部分の費用対効果というか、そういう形の中では、例えば陸地に箇所を増やした場合のその運搬距離で、それに相当額補えるだとか、延長がどのくらい延びても、しゅんせつ費の費用を振替することによって、その量を増やせるだとかというのは考えておりますけれども、具体的にその場所がどこだという形にはまだ出ておりませんので、具体的にはシミュレーションというか、当然変えることによつての運搬費の増ということは考えられます。

森井委員

昨年度、それを私の方から話させてもらってから、そのような検討というようなこともあったと思うのですけれども、何か先ほども言ったように、陸地における候補地とか、ここはどうかとか、そういう具体的な話とかというのは今まで出ていないのですか。

(建設)田中主幹

私どもの方で、一応場所は何点か探しております。ただ、民有地等もございまして、所有者の了解も得られないとかという状況の中では、ちょっと今新たな雪捨ての場所というのはございません。ただ、先ほどの話にありまし

たように、上赤岩地区で少しそういうような方法は考えているところでございます。

森井委員

では、一応先々やはり今年度に間に合う、間に合わないは別にしても、海浜におけるそういう雪を捨てるという行為ではなくて、陸地を今後探して検討していくという考え方でよろしいでしょうか。

(建設)田中主幹

基本的には海域に全くなくするという事は不可能なこととは思いますが、陸地に雪捨場を求めていくという考えは変わっておりません。

森井委員

もう少し深く話したかったですけれども、なかなか難しいところもあると思いますし、それでも先ほど山田委員から、解けた後の掃除をというお話もされていましたが、海では一度流れたら陸地で拾うようなそういう掃除はできませんから、基本的にはやはり流れもありますし、どこかへ流されてしまうと。それは環境としてもやはりいいことではもちろんないですし、今後そういう陸地の方における雪捨場というか、そういうことも考えていただきたいですし、それ以外にも、少しでもそういう除雪費とかを削減できるような方法があるならば、いろいろ検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

上野委員

除雪の問題について

先ほど、山田委員や森井委員も質問しましたが、少し観点が違いますので、私も除雪の問題。

先ほど不用額の方、9,782万5,444円が出まして、これに対していろいろ本会議でもたいへんお金が残ったということで強調、市長自身が1億円ぐらいの金が残った残ったというふうに私も耳に入っていて、私もこれについてはいろいろ考えたのです。果たしてこれが残っていいものかということです。残るのはたいへんありがたいのですけれども、一つはロードヒーティングの電気代とか、こういうのはもう雪が降らないときは残りますから、これもいろいろ問題がありますけれども、これはもう残るのはわかるのですけれども、問題はやはり排雪のお金なのです。排雪の業者はどのように選定というか決めているか、簡単でよろしいので、それについてお願いします。

(建設)田中主幹

業者につきましては、平成13年度から総合除雪になりまして、市の方で土木業者等65社ぐらいになると思うのですが、そこに登録申請を出していただきまして、そこから業者の方から登録申請が上がってきて、それをまた審査する中で、業者の方を選定しております。

上野委員

業者も一応選定されて、非常に予算とかいろいろな面である程度お金を決めてから、雪が降ったら動くというのですけれども、ほかの仕事と違って雪が降らなければお金が入らない、降った場合はまた増えるという現象が起きますけれども、今回、昨年みたく5,000万円以上の除雪費が浮くということは、私は業者の肩を持つわけではございませんけれども、やはり除雪というのはほかの仕事と違って、本当に市民と直結して、それで夜中もしなければならぬ。そこには現場の方がついているわけではございませんので、その会社の方がもう本当に隅々までやっていくという、こういう現象があるのです。今日いる方もみんな除雪、朝はきれいになっていると喜ぶのです。ですから、やはり業者に対して、それで小樽の場合は特に平地とそれから坂の上とか、いろいろなところの除雪範囲がみんな同じような金額でやっているかどうかはわかりませんが、いろいろなことを含めて、やはり除雪の問題においては、なかなかほかの入札価格と私は違うと思うのです。これについて何かありましたら。

(建設)田中主幹

業者を4ブロックに分けてJVという形で入札制度で行っておりますけれども、入札の前に説明会を開催しまして、市の基本的な降雪量の計画、降雪量を設定した理由だとか、それから設計に伴う基本的な考え方等を全部事前に説明しております。そういう中で、毎年除雪の終わった後に、そういう担当を含めながら、いろいろ反省会なり、そういう中でより効率的な方法だとか金額的な面も含めまして打ち合わせをしている。そういう中に、計画降雪量との2割増減の場合の設定の増減というのがありまして、今回の場合につきましては5メートル45センチという計画の中で、先ほど言ったように3メートル93センチという中で、そういう増減が生じたと。

ただ、すべて減るわけではなくて、排雪量につきましては、市の計画よりも多くやっている部分ですから、それについては増額をしているという中で、増減それぞれ出てきて、結果的には先ほどの不用額ということになったわけでありまして、それについても今後いろいろどういう効率化を図るかということも含めて考えていきたいと思っております。

上野委員

特にしつこく言いますが、除雪の場合は、作業をやる方たちは土日がありませんし、元旦でも降ればもう出なければならない、どんなときでも出なければならないという仕事でございますので、市の発注するほかの仕事とは私違うと思うのです。その辺もやはり心の通う除雪をしなければ、やはり業者にやってもらうのですから、役所の方が直接やるわけではないですから、ですからやはり心の通うことをしていかなければ、小樽のこの困難な山坂のまちの除雪は大変でございますので、どうかそういう除雪ということに対して、もう一度一考いただければと思います。

もう一点、融雪剤を散布していますね。これにつきましては、砂・融雪剤等原材料費3,893万円うんぬんとあるのですけれども、これは市の方で全部今はやっているのですか。というのは砂も含めて。

(建設)田中主幹

原材料といたしましては、融雪剤と砂。ほとんどが砂を使っています、融雪剤は少ないのですけれども、使っていないわけではございません。大部分が砂の単価になっています。

上野委員

それは市の方で。

(建設)田中主幹

はい、全部市の方で買っております。

上野委員

例えば役所の方も正月休みがありますよね。それから土・日とか祝日とかは、その場合はどうしますか。

(建設)田中主幹

路面管理している業者は通常でありますけれども、その辺につきましては、冬期間の部分、余裕を持たせて市の方から渡しております。

上野委員

それも含めて、やはり大変な我々冬に向かって、今は感じませんが、そういう面で本当にこの雪のことというのは、先ほど森井委員も言ったように心の問題、心が通わなければほかのものとはちょっと私は違うと思っておりますので、本当にソフトな除雪ということでハードな仕事でございますけれども、本当にソフトでやって、小樽の業者の方たちが小樽の雪を排雪していると思うのです。札幌から来るわけではございませんので、小樽の小さな業者もたくさん、本当に小さな苦しい業者もいますので、その辺やはり心から本当にありがとう、本当にやってもらってありがとうという、そういう気持ちでやることも、市民に通じて、市民もまたその業者にありがたいなといううな、やはり除雪に来る業者に対しては、小樽市にありがとうと言わないのです。その業者にありがとうと、運

転手にありがとうと言っているのです。事実そうです。私も本当に朝も早くから夜中もやっている方たちに本当にご苦労さんという、そういう気持ちがこれからの雪の対策にはたいへん私は必要と思いますので、駄弁でございませけれども、冬を迎えて本当にあの業者はもう日本一だというぐらいの気持ちでやるということが、もちろん業者も、それから市民も含めて、除雪に対しては一生懸命やっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。